

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(4) 自主事業の実施

施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の状況

自主事業の実施計画及び収支計画

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 本部事業（自主事業）

当法人は、聴覚障害者の社会参加と福祉の向上をめざす法人理念のもと、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理事業をはじめ、神奈川県盲ろう者通訳・介助員委託事業、法人自主事業その他の社会福祉事業を実施します。また、川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理事業に応募することを検討します。

事業の実施にあたっては、社会福祉法や障害者基本法、個人情報保護法等の関連法令を遵守するとともに、障害当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

自主事業においては、市町村の意思疎通支援事業への側面的支援、企業等のイベントや研修における情報保障者の派遣等、指定管理事業の範囲に含まれない部分をカバーすることにより、聴覚障害者の幅広いライフステージに対応するように努めます。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理念

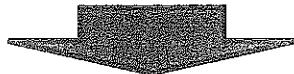
- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 二、聴覚障害（者）の問題を掘り起し、解決に向けて取り組む。
- 三、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 四、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 五、聴覚障害者が主体性を發揮して経営する。

職場の研修に参加したいが講師の話が聞こえない。

聴覚障害者が企業などで対等に研修を受けられる必要があります。

有名人の講演会に行きたいが聞こえない。

企業のイベント等に参加できるようにする必要があります。



手話通訳者・要約筆記者派遣事業

<目的>

聴覚障害者（音声・言語機能障害を有する者を含む。）と健聴者との円滑なコミュニケーションのために手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

公的な派遣制度を利用できない、講演会や企業内研修に聴覚障害者が参加する場面で、団体等の申請により、有料で手話通訳者あるいは要約筆記者を派遣しています。

また、市町村に対する支援として、手話通訳者・要約筆記者が市町村において不足した場合に、市町村からの申請により有料で派遣を行います。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、手話通訳者派遣に関しては神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳士、要約筆記者派遣に関しては神奈川県要約筆記者を配置し、専門的な知識と経験を活かした派遣コーディネートを行います。

<派遣費>

当法人の規定に基づき、申請者（団体）に派遣費等をお支払いいただきます。手話通訳者・要約筆記者一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて次のとおりです。

時 間	金 額
最初の 1 時間まで	6, 000 円
2 時間まで	8, 000 円
3 時間まで	10, 000 円

派遣時間は集合時刻から業務終了時刻までとし、上記の表のとおり、1時間単位毎に 2,000 円ずつ派遣費が増額します。また、上記金額に、情報保障者が自宅から用務地に赴く際に必要な往復の交通費を加算します。

<研修>

手話通訳者・要約筆記者としての資質の向上を図るため、各々、年に1回以上の研修を開催しています。

<健康管理体制>

指定管理事業と共同で、手話通訳者・要約筆記者を対象とした頸肩腕障害健診を実施し、現状の把握や前回との比較などにより、注意を喚起し、予防に努めています。

<保険>

手話通訳者・要約筆記者は県内各地に派遣されます。派遣現場や往復の経路での事故等に備えて、登録した手話通訳者・要約筆記者等を保険に加入します。保険は、全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

聴覚障害者を雇用したいが、うまくいかない不安だ。

コミュニケーションに加え、職場で気を付けることを知りたい。

職場で手話を広めたい。教えてくれる人が欲しい。

手話の本ではなかなか覚えられないので困っている。

講師等派遣事業

<目的>

手話・要約筆記など、聴覚障害に関する講義や技術指導をする講師及びアシスタントを派遣し聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

企業、大学等の教育機関、行政、サークルなどからの申請により、聴覚障害、手話、要約筆記など、聴覚障害に関する講義や技術指導をする講師及びアシスタントを派遣しています。

当協会では、技術指導に関しては、聴覚障害者と手話通訳者または要約筆記者の2人派遣を基本と考え、申請団体に2人派遣の必要性を説明し理解を求める取り組みをしております。

また、聴覚障害者を雇用する企業に対して、職場におけるコミュニケーションや、安定した職業生活に必要な助言指導を行う講師の派遣を行います。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳士、神奈川県要約筆記者を配置し、専門的な知識と経験を活かした派遣コーディネートを行います。

<派遣費>

当協会の規定に基づき、申請者（団体）に派遣費等をお支払いいただきます。講師・アシスタント一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて次のとおりです。

区分	金額	
	2時間まで	2時間を超えた場合の1時間あたりの金額
講師（講演）	15,000円	7,500円
実技講師	12,000円	6,000円
アシスタント	8,000円	4,000円

上記金額には、講師・アシスタントが自宅から用務地へ赴く際に必要な交通費は含まれています。（用務地が県外の場合は、別途交通費を請求します）

※高度、専門的な講演に係る講師の派遣については、別途協議

盲ろう者

テレビは見えず、ラジオは聞こえない。身の回りの状況も社会の様子もわからない。

毎日の買い物も見えない・聞こないので大変だ。
家に引きこもらず、社会参加をしたい。

神奈川県盲ろう者通訳・介助員養成事業

<目的>

県内盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある方）の自立と社会参加を図るために、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講習を行っています。

（神奈川県委託事業）

<内容>

神奈川県内に在住・在勤・在学する、年齢が20歳以上の方を受講対象とし、40時間程度の講習を毎年1回開催します。

当協会が定める一定の基準を満たした方には、修了証を発行し、神奈川県盲ろう者通訳・介助員の登録資格を得ることとします。

神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業

<目的>

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に通訳・介助員を派遣して情報保障及び移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的としています。

県内には、1,000人近い盲ろう者がいると推定されていますが、この派遣制度を利用するための登録をしている盲ろう者はわずか55人です。視覚と聴覚の両方に障害があることにより周囲とのコミュニケーションができず、社会制度などの情報が届かない盲ろう者が大勢います。このように社会から孤立している盲ろう者が一人でも多くこの制度を利用できるように繋げていくことも大切な役割であると感じています。(神奈川県委託事業)

<派遣内容>

神奈川県に居住する、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者等級のうち視覚または聴覚障害のいずれかの障害程度が4級以上に該当し、視覚及び聴覚障害の重複による程度が1級または2級の身体障害者手帳を有する者で利用登録をされた盲ろう者が医療機関への通院や冠婚葬祭、余暇活動など社会参加促進のため必要と認めたものに対して通訳・介助員を派遣いたします。

盲ろう者の日常生活に密接に関わる派遣であるため、買物、代読、散歩、スポーツ、会議など多種多様なニーズに対応しています。

また、派遣申請は原則、派遣実施日のおおむね1週間前となっていますが、間際になっての派遣申請や時間等の変更の連絡も少なくありません。盲ろうという障害により、先々の予定が立てにくいくことなどを考慮し休日であってもできる限り対応をしております。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、手話・点字など個々の盲ろう者に合ったコミュニケーション技術を有する神奈川県盲ろう者通訳・介助員を配置し、専門的な知識と経験を活かし、盲ろう者一人一人の異なるコミュニケーションやニーズに応じた通訳・介助員のコーディネートを行います。

<派遣費>

神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱第11条により、派遣業務を担った通訳・介助員に対して報酬、交通費を支払います。

<保険>

盲ろう者通訳・介助員は県内各地に派遣されます。派遣現場や往復の経路での事故等に備えて、登録した通訳・介助員を保険に加入します。保険は、全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

神奈川県盲ろう者通訳・介助員現任研修事業

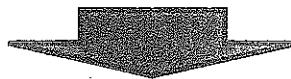
通訳・介助技術の向上のため、神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱第7条第3項の規定により、神奈川県が行う盲ろう者向け通訳・介助員現任研修を年1回以上受講することとしております。(神奈川県委託事業)

センターは何をしているところかわからない。

掲示板を見ても内容がよくわからない。

聞こえる者は関係ないような雰囲気だなあ。

話しかけても返事がなく、どうも近寄りがたい気持ちがする。



聴障センターまつり

<目的>

聴覚障害当事者団体、関係団体及び地域住民との協働により、聴覚障害、聴覚障害者に関する情報等を発信するとともに、利用者及び地域住民との交流を深め、聴覚障害および聴覚障害者への理解を広めます。

<内容>

神奈川県聴覚障害者福祉センターを主会場に、参加団体（活動）紹介および手話、要約筆記体験や盲ろう体験、あるいは自主企画プログラム、模擬店、機器展示などを行います。

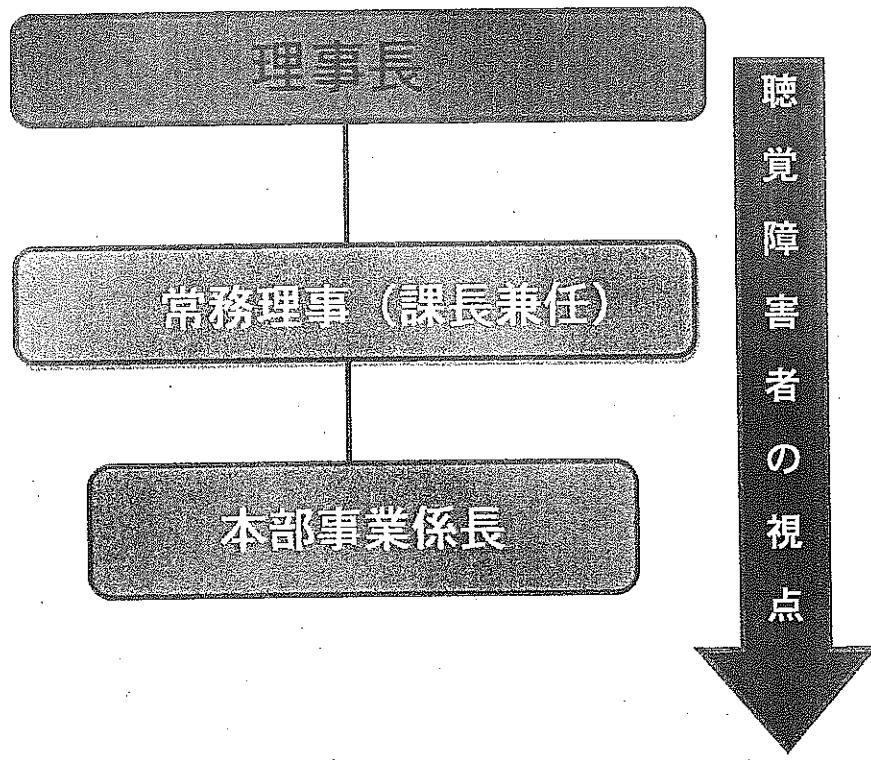
<運営>

聴覚障害当事者団体、関係団体、地域自治会等に広く参加を呼びかけ、協働で運営を行います。

職員の配置（当事者主体の運営）

現在の事業は、聴覚障害と盲ろうの障害についての高い専門性が必要であり、かつ、提供するサービスは、聴覚障害に関する指導、手話通訳、要約筆記、通訳・介助などの知識と技術が求められるため、聴覚障害当事者の視点での発想が必要です。当法人では、平成28年度からの管理職2名体制作りへの取り組みを始め、理事長、常務理事(課長兼任)とも聴覚障害者であり、サービスを受ける立場からの視点で運営します。

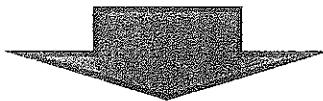
また、担当職員は、手話通訳者あるいは手話通訳士、神奈川県要約筆記者、神奈川県盲ろう者通訳・介助員の資格を有した職員を配置しています。



係員 常勤2名 非常勤2名

手話通訳者派遣・講師派遣	手話通訳者1名以上
要約筆記者派遣	要約筆記者1名以上
盲ろう者通訳・介助員事業	盲ろう者通訳・介助員2名以上

将来に向けて（福祉ニーズとビジョン）



課題の整理と検討

聴覚障害者の福祉ニーズは、聴覚障害者情報提供施設での事業、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援事業の他にも、以下のように、各ライフステージに応じたものが存在します。

就労支援 就労するまでの支援も重要ですが、それ以上に、就労した後の職場でのコミュニケーションに加え、生活面での相談や、一般労働相談における情報保障が必要です。聴覚障害者の特性を熟知した相談支援が求められます。

ろう重複障害者 盲ろう者の他にも、知的障害や精神障害などを重複している人がいます。生活の場の確保、就労の場の確保により、主体的に人生を送ることが求められています。一般的の就労支援施設においてもコミュニケーションの問題が存在します。

高齢聴覚障害者 一般の老人ホームなどの高齢者施設においては、コミュニケーションの壁と、情報の壁があることから、高齢聴覚障害者の満足度はかなり低いものです。特に、高齢聴覚障害者が生きてきた時代は、福祉も教育も十分なものではありませんでした。このため、要介護認定で軽く判定されても地域で自立した生活を送ることが困難な人が存在します。

聴覚障害者相談支援 現在の聴覚障害者情報提供施設での相談機能は、おおむねカウンセリングの段階にとどまり、いわゆるソーシャルワーク機能は持ちません。地域で自立し、地域住民として交わりながら自己実現を果たしていくためには相談支援が必要です。

これらの課題は、ただちに解決できるものではありませんが、このように聴覚障害者情報提供施設でのサービスでは対応が困難なニーズについても、当法人は課題を認識し、行政を含め、当事者団体を中心とした関係諸団体と共に検討を行っていきます。

平成 25 年度事業報告

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会は、平成 13 年の設立以来、聴覚障害者の福祉の向上を目指して、事業を展開してきている。

本部事業として、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業実施要綱及び社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者派遣事業実施要綱に基づく手話通訳者、要約筆記者の派遣、講演会、講習会の講師等の派遣事業等を実施するとともに、神奈川県の委託を受けて、盲ろう者通訳・介助員の養成、派遣、現任研修の事業を行った。

また、指定管理事業と共同で手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕障害健診、手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会等を実施した。

1 手話通訳者等派遣事業

(1) 手話通訳者派遣

企業や神奈川県又は公共団体等が実施する会議や大会等(神奈川県福祉部障害福祉課及び障害サービス課所管に属するものは除く)で、依頼者が派遣費用を負担する場合に手話通訳者を派遣した。派遣する手話通訳者は、原則として、神奈川県聴覚障害者福祉センターに登録された神奈川県手話通訳者である。

派遣件数は昨年度対比で 90.3%、派遣人数は昨年度対比で 88.1% であった。

ア 手話通訳者派遣件数・派遣人数実績

区分	派遣件数	派遣人数
企業等	265 件	509 人
県機関	204 件	328 人
市町村機関	245 件	293 人
教育機関	129 件	273 人
司法機関	34 件	36 人
政党関係	4 件	7 人
個人	4 件	6 人
その他	198 件	360 人
合計	1,083 件	1,812 人

イ 手話通訳者研修会

(ア) 日 時 平成 26 年 2 月 9 日 (日) 13:30~15:30

(イ) テーマ 聴覚障害者福祉の人権について

(ウ) 講 師 近藤幸一 氏 (一般社団法人全国手話通訳問題研究会副会長)

(エ) 参加人数 41 人

(2) 要約筆記者派遣

企業や神奈川県又は公共団体等が実施する会議や大会等(神奈川県福祉部障害福祉課及び障害サービス課所管に属するものは除く)で、依頼者が派遣費用を負担する場合に要約筆記者を派遣した。派遣の内容により、手書き又はパソコンによる情報保障を行い、派遣する要約筆記者は、原則として、神奈川県聴覚障害者福祉センターに登録された神奈川県要約筆記者である。

昨年度対比で派遣件数は102.7%、派遣人数は102.6%と増加した。

ア 要約筆記者派遣件数・派遣人数実績

区分	派遣件数			派遣人数		
	手書き	パソコン	計	手書き	パソコン	計
企業等	16件	87件	103件	49人	324人	373人
県機関	0件	15件	15件	0人	60人	60人
市町村機関	12件	10件	22件	25人	28人	53人
教育機関	1件	25件	26件	2人	58人	60人
司法機関	1件	0件	1件	2人	0人	2人
政党関係	0件	0件	0件	0人	0人	0人
個人	0件	0件	0件	0人	0人	0人
その他	11件	50件	61件	19人	181人	200人
合計	41件	187件	228件	97人	651人	748人

イ 要約筆記者研修会

(ア) 日 時 平成25年12月14日(土) 10:00~12:00

(イ) テーマ 要約筆記者の知りたい法律、制度

(ウ) 講 師 安田 芳正(神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課長)

(エ) 参加人数 57人

(3) 講師等派遣

教育機関、企業、公共団体、サークル等が実施する講演会や講習会等で、依頼者が派遣費用を負担する場合に講師等を派遣した。派遣件数は昨年度対比で97.0%、派遣人数は昨年度対比で95.7%とともに、昨年度を下回った。

ア 講師等派遣件数・派遣人数実績

区分	派遣件数	派遣人数
企業等	1件	1人
県機関	8件	33人
市町村機関	92件	169人
教育機関	78件	157人
サークル	10件	10人
社会福祉協議会	0件	0人
その他	7件	10人
合計	196件	380人

イ 申請団体及び講師等との打ち合わせ

打ち合わせ (全 6 件)

平成 26 年	4 月	10 日、23 日	2 件
	6 月	19 日	1 件
	8 月	2 日、22 日	2 件
	10 月	5 日	1 件

2 盲ろう者通訳・介助員関係事業

(1) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員養成事業

県より委託を受け、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業を行った。

ア 回 数 全 10 回

イ 開 催 日 7 月 13 日 (土)、20 日 (土)、

8 月 3 日 (土)、10 日 (土)、31 日 (土)、

9 月 7 日 (土)、14 日 (土)、21 日 (土)、

10 月 5 日 (土)、12 日 (土)

ウ 時 間 10:00~16:00

エ 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター、よこはま看護専門学校等

オ 対 象 者 神奈川県内に在住・在勤・在学する、20 歳以上 (申込時) で、基本的に講習会全回の受講が可能な方。また、修了後は、通訳・介助員として登録し派遣を担える者。

カ 受講者数 24 人

キ 修了者数 21 人

(2) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業

県からの委託を受け、視覚と聴覚の両方に障害のある方 (盲ろう者) にコミュニケーションの支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣する事業を行った。

派遣件数は、昨年度対比で 106.0%、派遣人数は昨年度対比で 106.5% であった。

ア 登録者数

(ア) 登録盲ろう者通訳・介助員数 290 人

(イ) 登録盲ろう児者数 53 人

イ 通訳・介助員派遣件数・派遣人数実績

区 分	派遣件数	派遣人数
公 的 機 関	33 件	68 人
医 療 機 関	336 件	367 人
会 議 等	184 件	444 人
冠 婚 葬 祭	5 件	5 人
大 会 ・ 行 事 等	151 件	251 人
ゆりの会行事等	76 件	158 人
学 校 関 係	6 件	8 人
就 職 ・ 就 学 等	0 件	0 人
買 物	390 件	392 人
そ の 他	964 件	1,163 人
合 計	2,155 件	2,856 人

ウ 登録盲ろう者の訪問調査等

(ア) 訪問回数 3回

(イ) 訪問日 平成25年8月8日(木)、12月26日(木)
平成26年2月27日(木)

(3) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員現任研修

県より委託を受け、盲ろう者通訳・介助員として必要な通訳技術、介助技術及び知識を習得することにより資質の向上を図る登録通訳・介助員の現任研修を2回実施した。

ア 第1回

(ア) 日 時 平成26年2月7日(金) 18:30~20:30

(イ) 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター

(ウ) 内 容 状況説明について考える

(エ) 講 師 高柳まり子 氏(神奈川県盲ろう者通訳・介助員)

(オ) 参加人数 50人

イ 第2回

(ア) 日 時 平成26年3月1日(土) 13:30~16:30

(イ) 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター

(ウ) 内 容 先天性盲ろう児・者との関わり方

(エ) 講 師 三科聰子 氏(神奈川県盲ろう者通訳・介助員)

(オ) 参加人数 30人

(4) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員頸肩腕障害健診

神奈川県盲ろう者通訳・介助員の内、年60回以上の派遣業務を担っている者を対象に健診を行った。

健診は、手話通訳者、要約筆記者を対象として実施している芝病院健診センターの来所健診に加わった。

ア 対象者数 11人(平成25年7月1日現在)

イ 受診者数 4人

ウ 健診結果

区分	人数
差し支えなし	4人

3 その他の事業

(1) 聴障センターまつり

台風による被害の発生が予想されたため、中止とした。

(2) 高齢者施設職員研修会

神奈川県内の高齢者関係施設職員を対象に、老人性難聴、補聴器、接し方等についての理解を深め、現場での円滑なコミュニケーションに役立てることを目的に、開催した。

ア 日 時 平成 26 年 2 月 28 日 (金) 10:00~16:00

イ 内 容

(ア) 老人性難聴について

講 師 大本 純子 (神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課主事)

(イ) 老人性難聴の方との接し方

講 師 服部 安基子 氏 (介護老人保健施設清流苑言語聴覚士)

(ウ) 福祉機器展示及び協賛企業の紹介

株式会社自立コム

ウ 参加者 3 施設 6 人

エ 協 賛

(ア) 一般社団法人日本補聴器販売店協会関東支部神奈川県部会

(イ) エイド株式会社大船店

(ウ) 神奈川リオネット販売株式会社

(エ) 株式会社自立コム

(オ) リケン補聴器センター藤沢店

オ 後 援

(ア) 神奈川県

(イ) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

(ウ) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

(エ) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

(オ) 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会

(カ) 一般社団法人神奈川県老人保健施設協会

(キ) 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

(ク) 公益財団法人テクノエイド協会

(ケ) 一般社団法人日本補聴器販売店協会神奈川県部会

(3) コピー機、印刷機の貸し出し

利用者の利便を図るため、ロビーにコピー機（コイン式）、印刷機を設置した。

印刷機利用件数 107 件

4 関係団体・機関との連絡調整、会議等

(1) 盲ろう者通訳・介助員派遣連絡会

回 数 5回

構成団体 神奈川盲ろう者ゆりの会
当協会

(2) 聴障センターまつり打ち合わせ会

回 数 7回

参加団体 公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会
神奈川県中途失聴・難聴者協会
神奈川盲ろう者ゆりの会
神奈川県手話通訳者協会
神奈川県要約筆記協会
神奈川県手話サークル連絡協議会
神奈川県要約筆記サークル連絡会
入町町内会
当協会

5 職員の研修

(1) 平成25年度全国コーディネーター連絡会

主 催 社会福祉法人全国盲ろう者協会

期 日 平成25年11月3日(日)～4日(月)

平成 27 年度 収 支 計 画 書

平成 27 年度の収入計画

(千円)

区分	金額	積算	
手話派遣事業収入	37,835	手話通訳者派遣事業収入	25,479
		要約筆記者派遣事業収入	7,681
		講師派遣事業等収入	4,675
受託事業収入	30,710	盲ろう者通訳・介助員派遣事業収入	30,710
その他の収入	1,478	寄付金収入	200
		雑収入	1,278
計	70,023		

平成 27 年度の支出計画

(千円)

区分	金額	積算	
人件費支出	15,606	役員報酬支出	720
		職員・非常勤給与賞与支出	9,911
		非常勤職員給与支出	2,965
		退職金給付支出、法定福利費支出	2,010
事業費支出	50,237	印刷製本費支出	98
		賃借料支出	145
		委託料支出	700
		講師報酬支出	3,568
		手話通訳報酬支出	15,905
		要約筆記報酬支出	4,728
		通信運搬費支出	1,116
		保守料支出	378
		盲ろう通訳報酬支出	23,117
		その他支出	482
事務費支出	2,338	福利厚生費支出	378
		旅費交通費支出	605
		事務消耗品費支出	500
		その他支出	855
予備費支出	1,842		
計	70,023		

I サービスの向上について

4 事故防止等安全管理

(1) 日常時の安全管理

※ 聴覚障害者福祉センターにおける利用者の怪我等の事故防止や、防犯・防災について、具体的にどのような対策や体制づくりを考えているか記載してください。

施設・設備を点検し、整備状況を確認することは安全管理の基本であり、日常、定期及び臨時の点検を実施する必要があります。その際、地震・火災等の災害を想定し、器具等の転落・転倒の防止、機械周辺からの発火防止、避難経路の確保などに留意する必要があります。また、怪我等の防止にもつながります。

基本方針

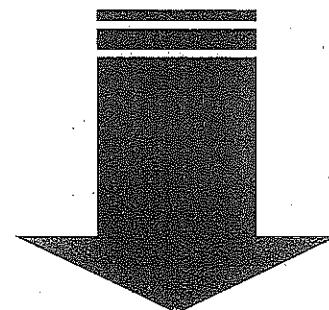
防犯・防災

安全管理

防災体制

地域との連携

保険加入



事故防止

1. 防犯・防災

県有公共施設であることを踏まえ、警察署はじめ、藤沢消防署、入町町内会との日頃からの連携・情報交換により、防犯・防災に取り組み、施設内の巡回を日々実施し、破壊等の犯罪の発生を警戒、防止します。

阪神淡路大震災や東日本大震災では多くの聴覚障害者が被災し、犠牲となった方もいました。辛うじて生き延びた方は、防災行政無線など災害情報が聞こえなかったことで強い不安を抱いています。さらに、避難所での情報支援がほとんどなされなかつたため、障害のない人と同等の支援を受けられなかつた経験を持つ人もいました。また、仮設住宅からの生活再建を目指す段階においては、手話通訳等の意思疎通支援に加えて、聴覚障害者の特性に合わせた相談支援機能が求められます。

その一歩として、平成22年に作成した小冊子「聴覚障害者防災に対するこころがまえ」をもとに、地震等災害時における緊急時対応マニュアルを作成し、神奈川県聴覚障害者福祉センターに聴覚障害者災害対策本部を設置し、支援業務が行えるようにしていきます。

そのためには、(特非)全国聴覚障害者情報提供施設協議会、(特非)CS障害者放送統一機構、川崎市及び横浜市の聴覚障害者情報提供施設等と連携し、県域の聴覚障害当事者団体、支援者団体や地域住民の皆さんとの協働による、災害への備えができるように取り組んでいきます。

《新規》休館日・夜間の機械警備

新たな取り組みとして、休館日・夜間においては、機械警備を導入して警備体制を整えます。

《新規》災害対策強化委員会の活動拡大

職員により構成する「災害対策強化委員会」を中心として、周辺地域とともに防災に取り組み、今後も積極的に訓練等に参加します。

平成26年度参加実績

- (1)平成26年6月29日 入町町内会 自主防災訓練
- (2)平成26年8月 9日 入町町内会 避難施設訓練
- (3)平成26年8月31日 ピックレスキューカながわ
- (4)平成26年12月 7日 藤沢東部地区防災訓練

職員に対しては、「緊急地震速報対応マニュアル」にそった災害時対応周知します。

聴覚障害者の災害時対応については、聴覚障害者関係団体と連携し、聴覚障害者災害対策救援県域本部との協働により強化していきます。

平成26年度参加実績

- (1)平成26年4月13日 聴覚障害者災害対策救援県域本部主催
東日本大震災被災地を訪れて「現地から学んだこと」報告会
- (2)平成26年12月14日 聴覚障害者災害対策救援県域本部主催
阪神淡路大震災・被災体験学習ツアーレポートパネルディスカッション
『三日間を生き延びるには』～聴覚障害者の自助・共助・公助～

緊急地震速報対応マニュアル

職員の対応

1 日頃からの備え

- (1) 机の下を整理し、机の下に潜るスペースを確保する。
- (2) 机の上を整理し、地震発生後速やかに災害に対応できる環境を整える。
- (3) 机の上を整理し、地震発生時に棚等から物が落下しないようにする。
- (4) 棚や機材等を固定し、地震発生時に転倒しないようにする。
- (5) 常に安全な場所を確認しておくようとする。

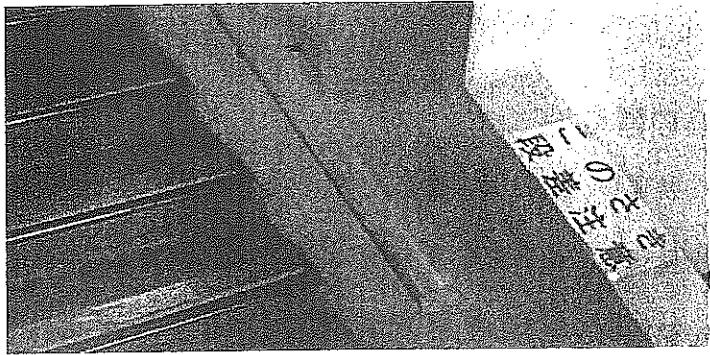
2 速報受信時の対応

- (1) 周囲に来館者等が無く、自らの安全を確保する場合
 - ア その場で頭を保護し、揺れに備えて身構える。
 - イ 文書棚などからは離れ、最寄りの机の下に潜り揺れに備える姿勢をとる。
 - ウ すぐに机がない場合、落下物の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
 - エ 吊り下がった照明などの下から退避する。
 - オ 窓ガラス付近では、ガラスの飛散に備える。
 - カ あわてて出口や階段に殺到しない。
 - キ 扉を開けて避難路を確保する。
 - ク エレベーター利用中の場合、最寄りの階に停止させ、速やかにエレベーターから降りる。
- (2) 来館者がある場合
 - ア あわてて行動し出口や階段などに殺到することがないよう呼びかける。
 - イ 事前に設定してある安全な場所を指示し、頭を守り安全な姿勢をとるよう呼びかける。
 - ウ 落下物、飛散物等の危険から身を守るよう伝える。



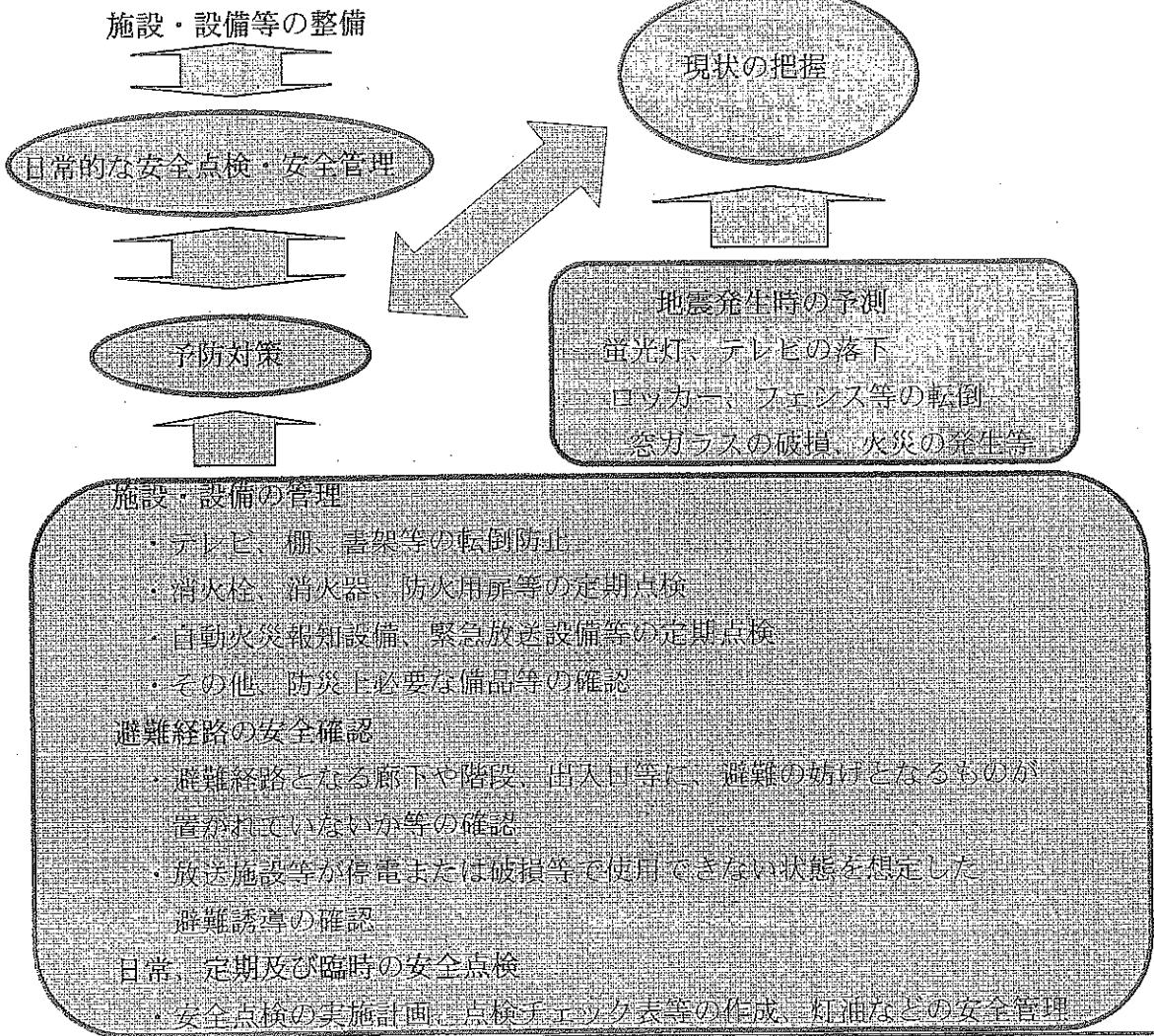
2. 安全管理

施設内の安全点検を日頃から実施し、点検場所、内容等を明確にしたチェック表を作成し定期的な点検体制を確立し、利用者の怪我等の事故防止に繋げます。防災設備の点検についても、防火シャッター、消火器、消火栓等の定期的な点検を行い、館内の避難経路の確認、敷地内の安全点検を実施し、誘導設備の点検においては、誘導灯の定期的な点検を行います。



高齢者に好評な階段のふちの黄色ラインが踏み外し防止に役立っています。

その他に、乳幼児・高齢者の来館もあるため、新型インフルエンザ等によるパンデミック対応として、マスクや消毒液等を備蓄します。加えて、災害によって帰宅困難となり施設内に滞在を迫られた利用者を想定して、非常用食料の備蓄も進めます。



3、防災体制

当法人消防計画に定められた火災予防組織、自主点検組織、災害時の職員の役割及び災害発生時の職員の集散体制を明確にします。また、防火管理者を選任し、自衛消防隊を編成して、防火・防災に努めます。さらに、職員の安全管理に対する意識向上を目的に、防火管理者講習会受講を推進します。地震、火災等の災害に対しては、避難経路、場所を決定、周知して定期的に利用者とともに、音声だけではなく、プラカードを使って工夫をこらした誘導等の実践的な訓練を実施します。

火災予防組織

防火管理者	防火担当者	火元責任者	
施設長	地下 管理係長	理容室	神奈川県聴覚障害者協会理容室担当者
		資料室	総務課員
		ボイラー室	ボイラー運転委託業者常勤者
	一階 管理係長	事務室	総務課員
		喫茶室	神奈川県聴覚障害者協会喫茶室担当者
		相談室A	相談担当者
		相談室B	相談担当者
		補聴相談室	聴力検査担当者
	二階 管理係長	遊戯室	指導担当者
		宿直室	総務課員
		神奈川県聴覚障害者協会事務所	神奈川県聴覚障害者協会事務局長
		ビデオ室	ビデオ制作担当者
		和室	総務課員
		給湯室	総務課員
		他各室	総務課員

自主点検組織

実施区分	実施班
屋内消火栓設備	
消火器	
自動火災報知装置	
誘導灯、誘導標識灯	センター総務課員、神奈川県聴覚障害者協会事務局員、
火気使用施設	ボイラー運転委託業者常勤者及び点検委託業者
電気設備	
その他の	

自衛消防隊の編成及び任務

隊 班	現 職
隊 長	神奈川県聴覚障害者福祉センター所長
副 隊 長	神奈川県聴覚障害者福祉センター総務課長
指揮連絡班長	神奈川県聴覚障害者福祉センター総務課長
指揮連絡班長補佐	神奈川県聴覚障害者福祉センター総務課員
消 火 班 長	神奈川県聴覚障害者福祉センター事業課長
誘 導 班	各講座担当者
消 火 班	上記以外の庁内者

自衛消防隊長

(神奈川県聴覚障害者福祉センター所長) (防火管理者)

副隊長

指揮連絡班長

指揮連絡班長補佐

(総務課員)

- ・火災を消防機関、所管課へ通報する。
- ・建物内へ火災の伝達を行う。
- ・消防隊到着の際は誘導、情報提供にあたる。

消火班長

消火班

- ・消火器、消火栓、などにより初期消火にあたる。
- ・重要物件の搬出、飛び火その他の盗難等の警戒にあたる。
- ・消防隊の消火作業に協力する。

誘導班

- ・避難器具の設定及び操作を行う。
- ・火災時における来館者の避難誘導にあたる。
- ・負傷者、逃げ遅れた者の有無を確認する。
- ・火災時における来館者の救護にあたる。

4、地域との連携

災害が大きくなればなるほど被害は多くの地域に拡大していき、自主防災組織だけでは対応できないケースも発生します。地域の人々とお互いに情報を伝達し合い、助け合えるよう、地域や防災関係機関・その他の自主防災組織と連携がとれるような関係が重要です。日頃から、地域の人々や防災関係機関・その他の自主防災組織との連携を十分に図り、協力体制を確立します。

5、保険加入

年間1万人以上の来館者のある当施設において、管理業務の実施にあたり、施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥、施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、利用者にケガをさせたり(対人事故)、利用者の物を壊したり(対物事故)したために、法律上の賠償責任を負担された場合に被る損害を補償する施設賠償責任保険を付加します。

対人 30,000,000円

対物 30,000,000円



I サービスの向上について

4 事故防止等の安全管理について

(2) 緊急時の対応

※ 事故や震災等の緊急事態が発生した場合や、急病人等が生じた場合の対応について、具体的に記載してください。

当法人では、火災、震災、その他災害の予防及び人命の被害の防止を図ることを目的に、災害対策に関する計画を作成しており、安全管理、AED 設置、被災予防や災害拡大防止に迅速に対応できる体制を整えます。事故等の緊急事態が発生した場合は、緊急対応規程に基づき、迅速に行動できるように努めます。

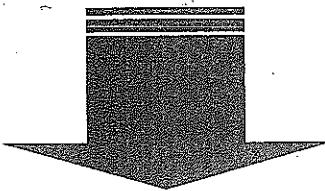
自然災害や不測の事態に対しては、日頃から消防署や警察署と密接な連携をとるとともに、緊急連絡網を整備し、緊急時には迅速に職員や県所管課と連絡できる体制を整えておきます。また、避難経路の確認や消火設備の点検を適時実施し、藤沢市消防署の協力により、年1回利用者と全職員参加による消火及び避難訓練を実施します。

基本方針

1、緊急体制

2、緊急対応

3、職員教育

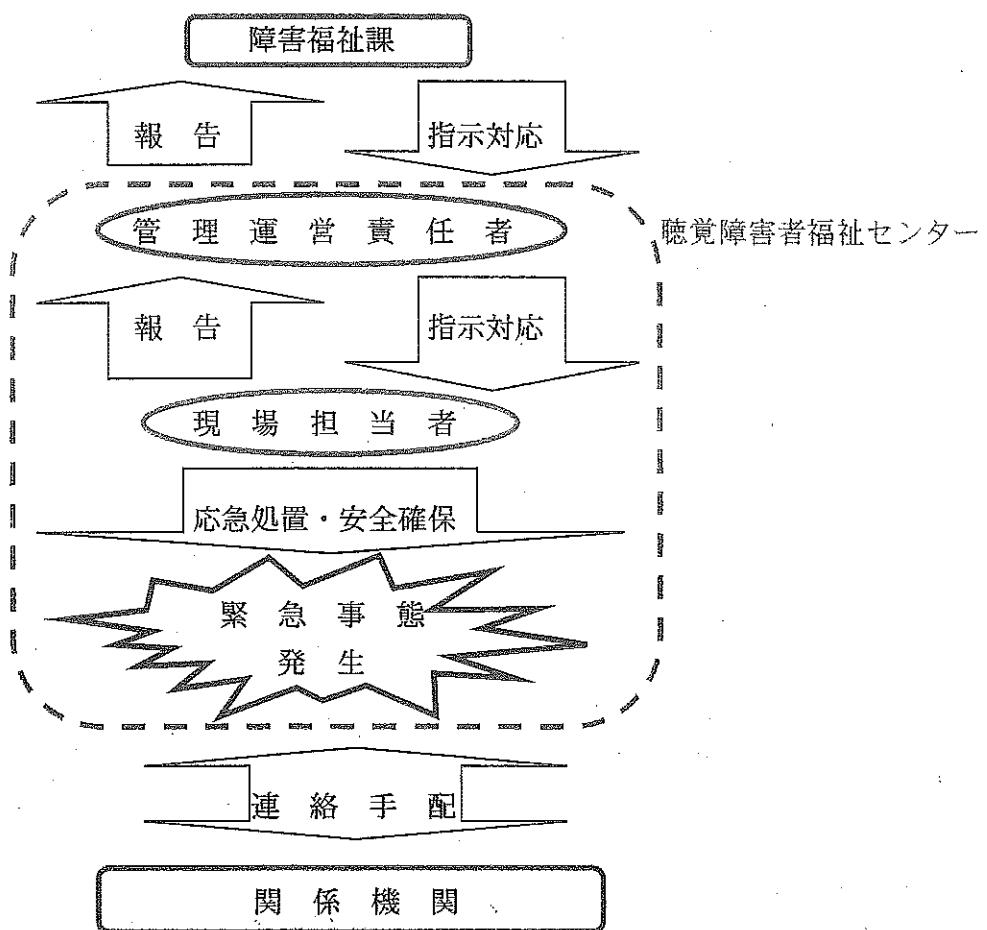


被害を最小限に抑える

1. 緊急体制

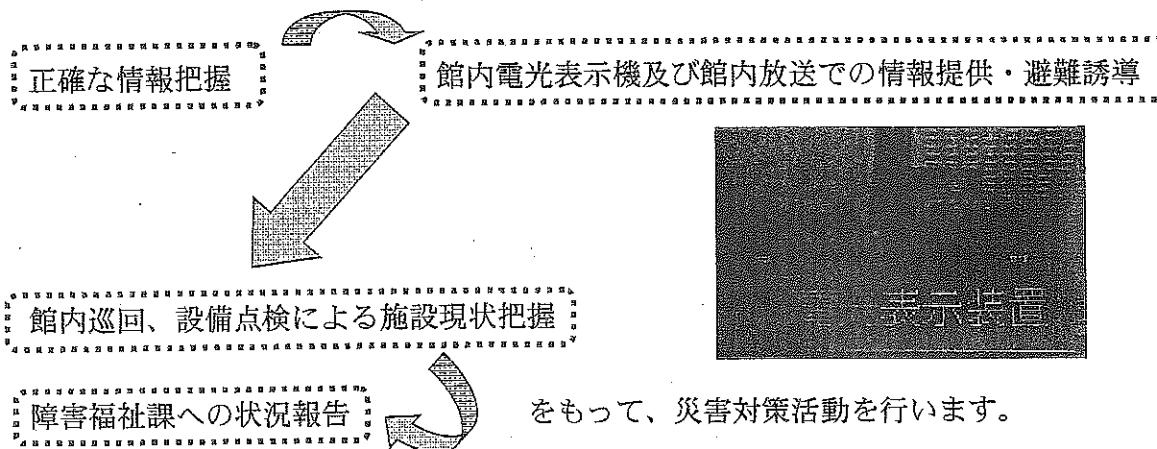
管理運営責任者を中心とした指示系統、緊急連絡網の確立により、異常発生時の円滑な対応を行うことで、被害を最小限に抑えるための迅速且つ的確な対応を行います。次の図の緊急体制のもと、迅速で的確な緊急時対応を実行します。また、全職員対象の緊急招集訓練、緊急連絡網・N T T 東日本災害用伝言板（WEB171）による安否確認訓練、火災通報訓練等を行います。

＜事故等災害発生時の緊急体制＞

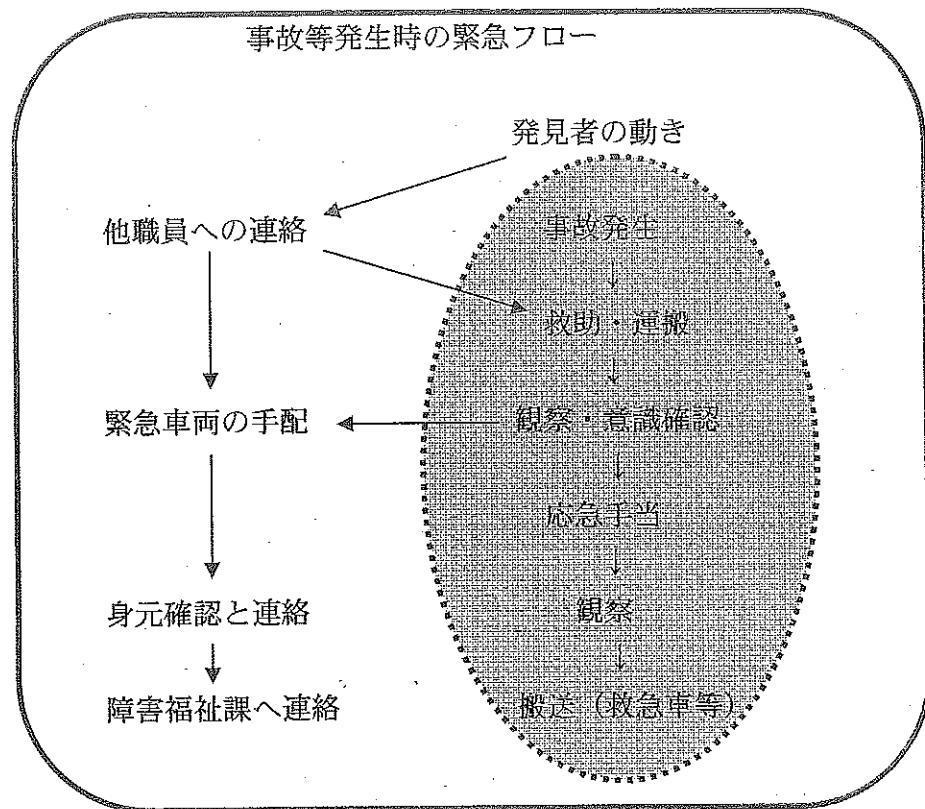


2. 緊急対応

台風、暴風雨、地震等の災害時は



急病人が生じた場合や事故が起こった場合は、病傷人への対応を第一とし、速やかに関係機関へ連絡を行います。



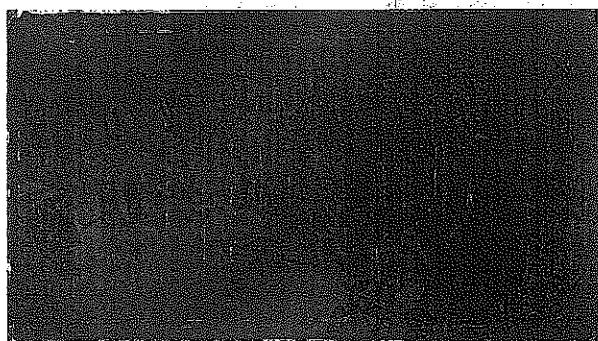
新人職員研修で修得する救急事象発生時の対応に従い、職員が現地確認を行い、病傷人の救護、応急処置等の初期活動、緊急車両の要請、二重事故防止、声掛けなどをを行い、連絡体制に従い関係機関へ報告します。

3. 職員教育

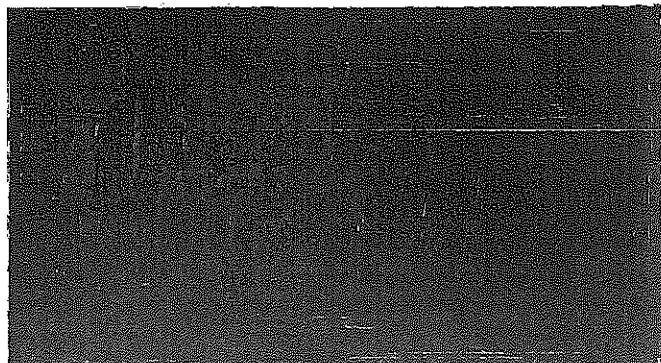
緊急時に最優先することは、利用者の人命にかかわる事態です。管理運営責任者である施設長は甲種防火管理者資格取得者を配置し、緊急対応組織班長も同じく甲種防火管理者資格を取得します。また、全職員対象に、AED の実習を含めた普通救命講習会参加を促進し、多くの職員が普通救命講習Ⅰを修了して救命技能を有しています。



藤沢市消防局から救急セーフティーステーションに認定されています。



普通救命講習会参加



I サービスの向上について

5 地域と連携した魅力ある施設づくりについて

※ 周辺地域や関係団体等との連携や交流をどのようにしていくのか、記載してください。

公の施設が独自で存在価値を高めることは困難であり、常に、周辺地域や関係団体等との連携や交流は不可欠な要素となります。こうした意味で、聴覚障害当事者団体、情報保障当事者団体との意見交換の場を設けて、協働で相互理解、相互支援の推進をはかっていくことが必要と考えます。

また、相互理解を推進するうえで、地域住民と協働し、理解の拡大をはかり、聴覚障害者の福祉の増進を図る施設としての役割を適切に担えるよう努めます。

当法人では、地元自治会から推薦をいただき、民生委員の方に評議員をお願いしています。施設を地元はどう見ているのか、どうあって欲しいと願っているのかなど様々な意見を伺います。

基本方針

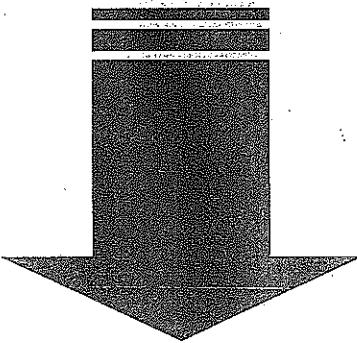
聴覚障害を知る

ボランティア

周辺地域
の行事

センター
まつり

委員会の
活用



地域と連携した魅力ある施設づくり

1. 聴覚障害を知る

「聞こえない人って、見てもわからない。」「はじめ、どうやって接したらいいの？」

小学生がセンター見学に来た時の声です。「子供だから言える」とは言いませんが、

この小学生に代弁してもらっている大人も多いのではないでしょうか。

例年、100名単位で近隣小学校児童のセンター見学を受け入れ、聴覚障害者から直接、耳が聞こえないとはどういうことかについて、手話通訳者を介してお話ししています。

放課後、トイレを使うだけで施設に入ってくる小学生も増えてきました。地域の少年スポーツ団体や周辺教育機関保護者団体の来館もあり、「聞こえない人って、見てもわからない。」

「はじめ、どうやって接したらいいの？」と思っている周辺住民に、館内で常時放映している大きなモニターでの手話動画を目にして、少しずつでも、聴覚障害や手話に触れてもらうことが、聴覚障害を知ることにつながればと考えます。

2. ボランティア

乳幼児相談の際の保育ボランティア等を、館内掲示やホームページにより募集します。

今年度、既に、ホームページを見て応募していただき、ボランティア活動につながったケースもあります。また、センター見学の際のミニ手話教室聴覚障害者講師、地域支援講座実施時の聴覚障害者のボランティア参加や、要約筆記機材パソコンのシステムチェックもボランティアの協力によって行っており、字幕挿入ボランティアの検討等、これからも継続していきます。

ボランティア登録数：保育ボランティア 32名

その他のボランティア 11名（平成27年2月現在）

3. 周辺地域の行事

町内会の総会や周辺自治会の敬老会等様々な周辺地域の催しに利用して頂きます。

4. センターまつり

聴覚障害者から情報発信し、地元住民との交流を拡大していくために、平成20年度から当法人の自主事業として「聴障センターまつり」を、年1回行っています。実施にあたっては地元自治会や公民館、近隣教育機関等に協力をいただき、聴覚障害当事者団体、情報保障当事者団体等とともに協働で実施しています。特に、周辺住民の方々の来館が増えてきており、今後もこの協働での取り組みを継続していくことで相互理解の拡大に努めます。

5. 当事者団体等からなる委員会の活用

聴覚障害者福祉の推進は、聴覚障害当事者等の意見が反映されることが重要です。

2013年(平成25年)に施行された障害者総合支援法においても、サービス基盤の計画的整備にあたっては、障害当事者や家族等の意見を反映させることが示されています。

当センターの事業実施にあたっても、聴覚障害当事者に直接反映また福祉環境に影響するだけでなく、情報保障当事者にも深く関係するため、聴覚障害当事者団体、情報保障当事者団体等からなる神奈川県手話通訳者試験委員会、神奈川県要約筆記養成委員会、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会を設けています。

II 管理経費の節減等について

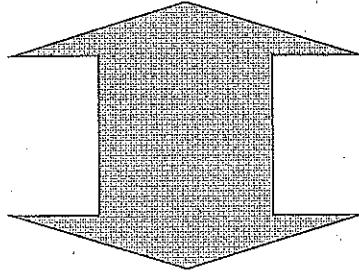
※ 聴覚障害者福祉センターの効果的、効率的な運営について、具体的にどのような取り組みを行うのか記載してください。

多様化する聴覚障害者ニーズにより効果的、効率的に対応するため、当法人の最大の強みである専門的スキルを持った職員の「人間力」に加えて、長年の施設管理運営のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に取り組みます。

基本方針

1、経費削減

2、業務効率化



質の高いサービス維持

1. 経費削減

無駄な電気はすぐ消す、冷暖房の温度調整をこまめにするなど、いずれも家庭では行なっている節電策ですが、職場になるとその意識が欠如してしまうことがあります。節電の意識を徹底させるために、節約を壁に掲示する、地球環境改善を訴えるなどの方法で、利用者と一緒にになって意識づけを徹底して行ないます。また、聴覚障害者福祉センター屋上に設置されているソーラーシステムを最大限に、活用することが、温室効果ガスの排出量削減に大きく貢献するものと考えます。

消耗品に関しては、これまで以上に、コピー用紙の両面使用、裏紙使用を徹底します。

《新規》休館日・夜間の機械警備導入による費用抑制

休館日・夜間においては、人的警備を取りやめ、機械警備を導入して経費削減につなげます。

《新規》組織改編による人件費抑制

管理職3名体制から管理職2名体制へ。

管理職1名は法人事業も担うことから人件費の一部を当法人負担とします。

光熱水費

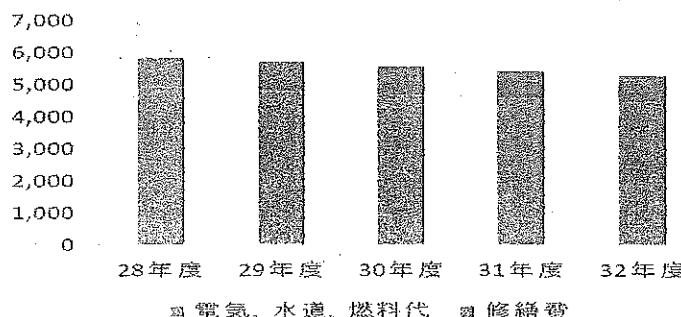
修繕費

人件費

神奈川県環境計画課推奨「今からできる節電アクション」に則り、空調運転委託業者との連携を更に強化したソーラーシステム活用を基本に、室温の設定(冷房28℃以上、暖房19℃以下)、照明の削減(窓際での消灯、不使用箇所の消灯等)、空調時の換気量の調整、建物の遮熱性・断熱性向上(窓のブラインド、カーテン等)により、増加傾向にある電気・水道・燃料代について、32年度には対23~25年度平均比10%削減に到達するよう取り組みます。

施設の長寿命化を視野に入れ、不具合箇所の早期発見を心がけ、継続的に各業者と連携して、日常的小規模修繕を実施し、修繕費について、32年度には対21~25年度平均比10%削減に到達するよう取り組みます。

経費節減(千円)



ワークライフバランスを念頭に、仕事管理の適正化から、時間管理意識改革への取り組みを、全職員、すでに始めています。

また、社会福祉法人を取り巻く環境は、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化等により大きく変化しており、地域貢献や運営の透明化、高い公益性・大きな社会的責任から平成25年度以降は財務諸表のインターネット上での公表の実施の義務化となりました。このような環境の変化に対応するが如く、これから指定管理業務を、公の施設としての社会的責任を重んじ、効率的に、なおかつ、安定した業務を実施する上で、当法人は平成28年度より、機動性の高い組織を、スリム化によって図ると同時に人件費の効率的運用にも取り組みます。

2. 業務効率化

経費を削減して質の高いサービスを維持するためには、業務の効率化が必要です。

人と人とのつながりの上に成り立つ神奈川県聴覚障害者福祉センター事業の根幹である対面サービスのレベルアップに取り組み、効果的な運営を行います。聴覚障害者等へのフォローアップは、信頼関係があつてはじめて成り立つものであり、それがないと、たとえ地域に専門機関が設置されても、利用者にとっては、相談できる場があることにはなりません。この事業の根幹を忘れることなく、各会議において、

P（計画）＝これからすることを考え、

D（実行）＝計画したことを実行し、

C（評価）＝結果が良かったか悪かったか判断して、

A（改善）＝見直しをかけて、次の計画に進みます。

業務の効率化を図ると同時に風通しの良い職場環境作りを目指します。

- (1) 理事長会議：法人の課題検討、事業運営及び方向性など法人全体の運営等について情報共有及び協議を行います。
- (2) 所長会議：日常的な事業・運営について、情報共有、課題検討を行い、課題解決等についての協議を行います。
- (3) 各課会議：事業実施状況及び運営等に関する情報共有、課題検討等を行います。
- (4) 専門事業会議
 - ①ケース会議：相談、指導業務における相談者等への対応について情報共有、課題検討等を行い、相談、指導業務の強化、円滑化を図ります。
 - ②手話通訳者・要約筆記者派遣担当者会議：手話通訳者、要約筆記者派遣事業及び研修等の実施について、手話通訳者、要約筆記者派遣担当者間での情報共有及び課題検討等を行い、相互支援体制の強化、円滑化を促します。
- (5) 全体会議：職員間での情報共有及び課題検討等を行い、業務、運営等を円滑に実施します。

III 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力、執行体制について

- ※ 効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員確保の方策や職員の配置について、記載してください。その際、職員配置計画と組織図を添付してください。
- ※ 委託の一部を委託する場合は、その管理・指導体制について記載してください。
- ※ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の考え方、具体的な内容について記載してください。

当法人は設立以来、聴覚障害者の福祉を専門とする法人として、手話通訳者、要約筆記者、言語聴覚士、聴力測定技術者、会計経理の実務経験者やろう学校教員、耳鼻咽喉科医師等の有資格者やボランティア活動経験を持つ人材および公共施設の管理を担う公益法人の総合職となる人材の確保に努めてきました。

これまでに確保している専門性の高い職員、総合的な処理能力の高い職員を、個々の経験を生かし、施設の特性に応じて適正に配置し、その能力を最大限に発揮できるよう努めます。

また、障害者雇用においても、当事者運営を基軸にし、これまで通り今後も積極的かつ継続的に取り組みます。

基本方針

1、効率的な
人員配置

2、業務委託
の適正管理

3、人間力を
高める人材育成

4、知識・経験を
活かすための
職員採用

業務遂行能力の向上

1. 効率的な人員配置

聴覚障害者の社会的自立を促進するため、各種の指導、訓練等を行うとともに、日常生活に必要な情報を提供し、聴覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図るための施設としての役割を十分に発揮できる施設運営等を、一定の経験と能力を有する良質な人材を配置することで、施設の設置目的、事業方針の効果的・効率的な達成を実現します。

平成28年度からは、従来の管理職3名体制から管理職2名体制にすることによって、機動性の高い組織作りを図り、スクラップアンドビルによる人員配置の最適化を目指した取り組みを推進します。

ただし、単に職員数を減ずるのではなく、スリムで機能的な組織運営を目指し、組織的改革や事務事業の簡素化、効率化等を図り、減員可能な体制とします。

職員を削減しても、サービスの質を低下させることなく、より良いサービスを継続して提供し、利用者の期待に応えることが大切だと考えるからです。

現行の職員配置を前提にするのではなく、ゼロベースからあるべき職員体制を構築します。

「職員の意識改革・財源意識」の徹底を図り、

垣根を越えた人員配置を構築し、

これまで以上にムダのない効率性と合理性を追求します。

- (1) 労働基準法等関係法令を遵守します。
- (2) 施設の管理運営責任者1名を防火管理者兼務として常勤雇用します。
- (3) 施設運営及び施設管理等に従事する者に、聴覚障害者、会計経理実務経験者を配置し、事業を実施する上で、手話通訳者2名以上、要約筆記者1名以上、言語聴覚士1名以上、聴力測定技術者1名以上を配置します。

職員配置計画

課名	職名	係	常勤	非常勤	主な担当業務	資格等
総務課	施設長 (課長兼任)		1		管理運営責任者	防火管理者 (常務理事兼任)
	事務員	管理係	3	3	・庶務経理等 ・施設設備管理事務等 <非常勤の業務> 手話設置通訳(2名) 施設清掃(1名)	会計経理実務経験者 1名以上
施設事業課	課長		1			
	事務員	育成普及係 相談指導係	7	4	・手話通訳者及び要約筆記者の養成、認定、 登録、研修、派遣等 ・各種講座の企画等 ・自主企画番組等の制作、貸出、管理等 ・聴覚障害児者の相談指導等 ・聴力検査、聴覚障害児(乳幼児含む)の 言語等検査他 <非常勤の業務> ろうあ者相談(1名) 相談指導補助(1名) 要約筆記者の養成、派遣等の補助(1名) 耳鼻咽喉科医師(1名)	神奈川県手話通訳者 2名以上 神奈川県要約筆記者 1名以上 言語聽覚士 1名以上 聴力測定技術者 1名以上 耳鼻咽喉科医師
合計			12	7		

※施設事業課常勤職員1名、業務課常勤職員1名、非常勤職員1名は聴覚障害者

※理事長は聴覚障害者

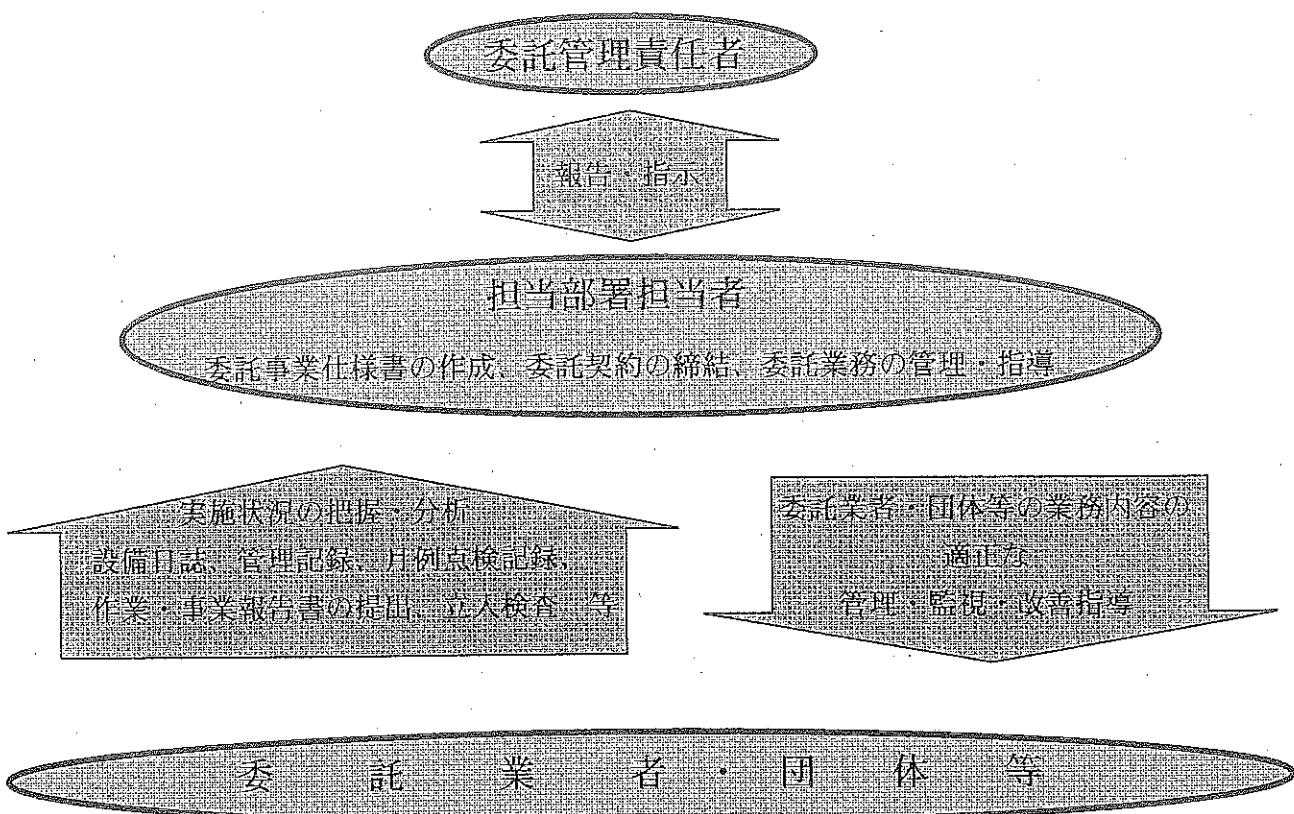
管理職2名体制に向けた組織作りへの取り組みを始めました。

2. 業務委託の適正管理

業務委託先がさらにはかの第三者に業務を委託することのないよう徹底します。

また、業務委託する場合には、すべて当法人の責任及び費用において行うものとし、業務委託先の責めに帰すべき事由により、損害や損失が発生した場合は、すべて当法人の責めに帰すべき事由により発生した損害・損失や増加費用とみなし、当法人が負担します。

なお、委託先に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し管理指導します。(別添「外部委託管理規程」参照)



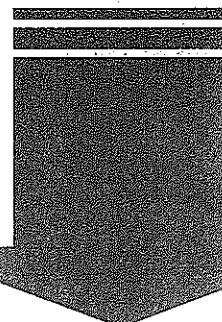
3、人間力を高める人材育成

社会や働き方が、大きく変化している時代です。現在、グローバルで動く変化の波の中で、社会生活や働き方までもが大きな影響を受け、将来への不確実性が高まり、未来の予測が難しい時代となっています。一方で、少子高齢化や人口減少が進み、世帯構造は核家族化するなど変化しています。このように、社会も生活も様変わりしているなか、当法人と職員が一丸となって生まれ変わり、「きめ細かいサービス」を未来につなげていくためには、「熱意をもった人材」なくしては、成し得ることはできません。

当法人は、多様な働き方を可能にして、優秀な人材を引き寄せるワーク・ライフ・バランス対応運営こそが、これから時代に求められる運営スタイルだと考えます。その一歩として、時間の使い方の「見える化」の導入により、時間管理・意識改革の足がかりとし、「メンター制度」実施等、業務の見直しやムダを省くことにすでに取り組んでいます。

独自の研修システム

職員のニーズ



安定した指定管理業務

独自の研修システム

当法人独自の一般研修（該当職員は必修）を実施し、職員資質の向上に努め、事業の効果的な実施に努めます。加えて、職員の講演、実習生・研修生の受け入れも積極的に行います。

常に以下の事柄を念頭に置いて人材育成に努めます。

動機付け ⇒ 実践する ⇒ 吸収する ⇒ フィードバック

動機付け：研修職員を常に励まし、学ぶことによってどのような利点があるかを具体的に示し、動機付けをします。

実践する：質問の投げかけやアクティビティーの取入れによる参加型研修を実施します。

吸収する：日常業務を分析したり批判したり、噛み砕いて修得したり、考えたりする時間を準備します。

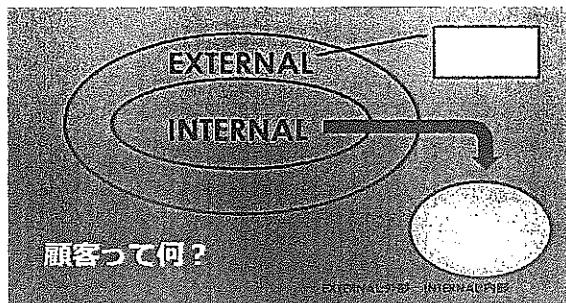
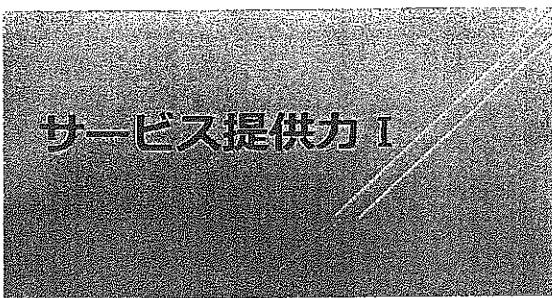
フィードバック：褒めるところは強調し、改善点の指摘は、研修職員の立場にたって行います。

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会 研修体系

課程	対象	内容
新人研修	入職から 6か月以内	オリエンテーション・トレーニング
中堅研修	入職から 5年程度迄	問題解決力研修（基礎）
		サービス提供力研修（基礎）
		普及力研修（基礎）
	入職から 7年程度迄	問題解決力研修（実践）
		サービス提供力研修（実践）
		普及力研修（実践）
	入職から 10年程度迄	問題解決力研修（総合）
		サービス提供力研修（総合）
		普及力研修（総合）
管理者研修	課長職	外部専門分野研修への参加
全体研修	全職員	テーマ別研修
外部個別研修（一例）	相談・指導関係	聴障者精神保健研修集会
		難聴言語障害研究会
		補聴器臨床セミナー
	育成普及関係	コミュニケーション支援事業担当者研修会
		聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会

研修目標 在職10年以上及び管理職対象外						
		定義	入職～3年目	～5年目	～7年目	～10年目
問題解決力	情報分析力	問題解決のために情報を収集し、客観的かつ論理的に分析する。	問題を客観的に把握し、その原因がわかる。	情報を収集し、問題の因果関係を分析して解決策を見つける。	情報を論理的かつ統計的に分析し、複数の解決策を提案する。	複雑な状況を様々な角度から分析し、解決すべき問題を体系的に捉える。また、課題に対して、革新的かつ先進的な方法を適用し解決していく。
	計画力	様々な状況を判断し、適切な目標を設定して、優先順位を考えた生産性の高い行動計画を立てる。	優先順位付けをする。	優先順位付けを行い、期限に間に合うように計画を立てる。	職場の関係者を考慮した確実な計画を立て、現状を把握し、定期的に見直す。	内外の関係者を考慮した確実な計画を立てる。また、現状を把握し、定期的に見直す。
	意思決定力	過去・現在・将来の変化及び影響を考慮し、様々な選択肢をもって意思決定を行う。	過去のケースや諸規則を参考に判断する。	過去のケース等に限らず、様々な選択肢の中から決断する。	職場内に及ぼす影響を考慮し、様々な選択肢の中から決断する。	内外に及ぼす影響及びリスクを計算した上で、様々な選択肢の中から決断する。
	達成志向	法人理念に沿った目標を設定し、行動することで、確実に成果を出す。	設定した目標を達成するために行動する。	設定した目標を達成する。	設定した目標を上回る結果を出せるように行動し、達成する。	職員に働きかけながら、法人として目標達成に向けて最後まで行動し達成する。
サービス提供力	顧客志向	内外のカスタマーニーズを熟知し、それに応える。何を求められているかを正しく理解し、期待を裏切らない。	要望を聞き、迅速かつ丁寧に応対する。	要望を的確に把握し、求められている以上のサービスを提供する。	カスタマーニーズに応えるため、アドバイスや提案をし、行動に移す。	常により良いサービスを提案し、カスタマーニーズを予測する。そのニーズを満たすための対応策・改善策を提案する。
	積極性	将来のニーズやチャンスを先立つて考え、周囲に及ぼす影響を考慮しながら、自発的に行動する。	指示された業務や課題に前向きに取り組む。	チャンスが来た時や問題が発生した時に自発的に行動する。	周囲に及ぼす影響を考慮しながら、自発的に行動する。	周囲に及ぼす影響を考慮しながら、潜在的な機会や問題に対して自発的に行動する。
	忍耐力	高いプレッシャーがかかる場面でも、冷静に状況を捉え、判断する。また、失敗を前向きに受け止め前進する。	批判やプレッシャーを冷静に受け止める。	批判やプレッシャーを前向きに受け止め、効果的に行動する。	プレッシャーやストレスが突然上昇する場面でも、効果的に行動する。	あらゆる状況においても、効果的な時間管理及び感情のコントロールを行う。
普及力	コミュニケーション	相互理解のために様々な手法を用い、コミュニケーションを行う。	相手の意見を理解し、自分の意見を正しく伝える。	相手の立場を理解し、意見を聞き対応する。	様々な人に對し、相手に合ったアプローチをするとともに、投げかけたメッセージが与える影響を解説する。	状況を読み取り、主たる課題を抽出する。また、相手の立場や状況を考慮し、最適なコミュニケーション方法を選択する。
	人間関係構築力	内外において、人間関係及び信頼関係を構築する。	課内において、職員と協力的関係を維持する。	課内において、職員と人間関係及び信頼関係を構築する。	法人内において、職員と人間関係及び信頼関係を構築する。	内外に及ぼす影響及びリスクを計算した上で、様々な選択肢の中から決断する。そして、人間関係及び信頼関係を構築し、相互の利益を生み出す。
	対人影響力	論理的に相手を説得し、望む結果に導く行動をとる。	理由、データや具体例等を示して説得する。	相手の意見を考慮し、またその関心の対象やレベルに合わせて説得する。	相手の立場及び影響を考慮した上で説得し、望む結果に導く方法を考る。	他の様々な提案を提示しながら説得し、望む結果に導く。相手の反応により、柔軟に対応策を講じる。

研修教材一例



- ・情報分析力
- ・計画力
- ・意思決定力
- ・達成志向

「問題」を発見し、そのための解決策をたてていくためのスキル～

問題解決のためのロジカル・シンキング

職員のニーズ

職員のニーズを踏まえた外部講師による専門研修も積極的に行います。以下、平成 25 年度実績。

相談・指導関係

(ア) 関東ろうあ相談員連絡会

主 催 関東ろうあ者相談員連絡会

期 日 平成 25 年 5 月 21 日 (火)、8 月 22 日 (木)、10 月 22 日 (火)

(イ) 全国ろうあ者相談員研修会

主 催 一般財団法人全日本ろうあ連盟

期 日 平成 25 年 7 月 25 日 (木) ~ 26 日 (金)

(ウ) 聴覚障害者の精神保健福祉を考える研修会

主 催 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

期 日 平成 25 年 8 月 4 日 (日)

(エ) かなジョブエール会議

主 催 神奈川県障害者就労相談センター

期 日 平成 25 年 7 月 19 日 (金)

(オ) J A P A N 補聴器フォーラム 2013

主 催 一般社団法人日本補聴器販売店協会

期 日 平成 25 年 6 月 15 日 (土)

(カ) 補聴と聴覚活用を語るサマーフォーラム 2013 in 横浜

主 催 補聴と聴覚活用研究会

期 日 平成 25 年 7 月 14 日 (日) ~ 15 日 (月)

(キ) ヒアリングヘルスケアプロフェッショナル研修会

主 催 特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会

期 日 平成 25 年 7 月 27 日 (土)

(ク) 2013 年日本教育オーディオロジー研究会上級講座

主 催 日本教育オーディオロジー研究会

期 日 平成 25 年 9 月 21 日 (土) ~ 23 日 (月)

(ケ) オーディコン・センセイセミナー

主 催 オーディコン

期 日 平成 25 年 12 月 14 日 (土)

育成普及関係

(ア) 関東ブロック映像制作担当者研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会第 2 ブロック

期 日 平成 25 年 6 月 6 日 (木) ~ 7 日 (金)

(イ) コミュニケーション支援事業担当者研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

期 日 平成 25 年 7 月 10 日 (水) ~ 12 日 (金)

(ウ) 聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会

主 催 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

期 日 平成 25 年 11 月 13 日 (水) ~ 15 日 (金)

(エ) 情報アクセシビリティ・フォーラム

主 催 一般財団法人全日本ろうあ連盟

期 日 平成 25 年 11 月 23 日 (土)

(オ) 2013 年度手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修会

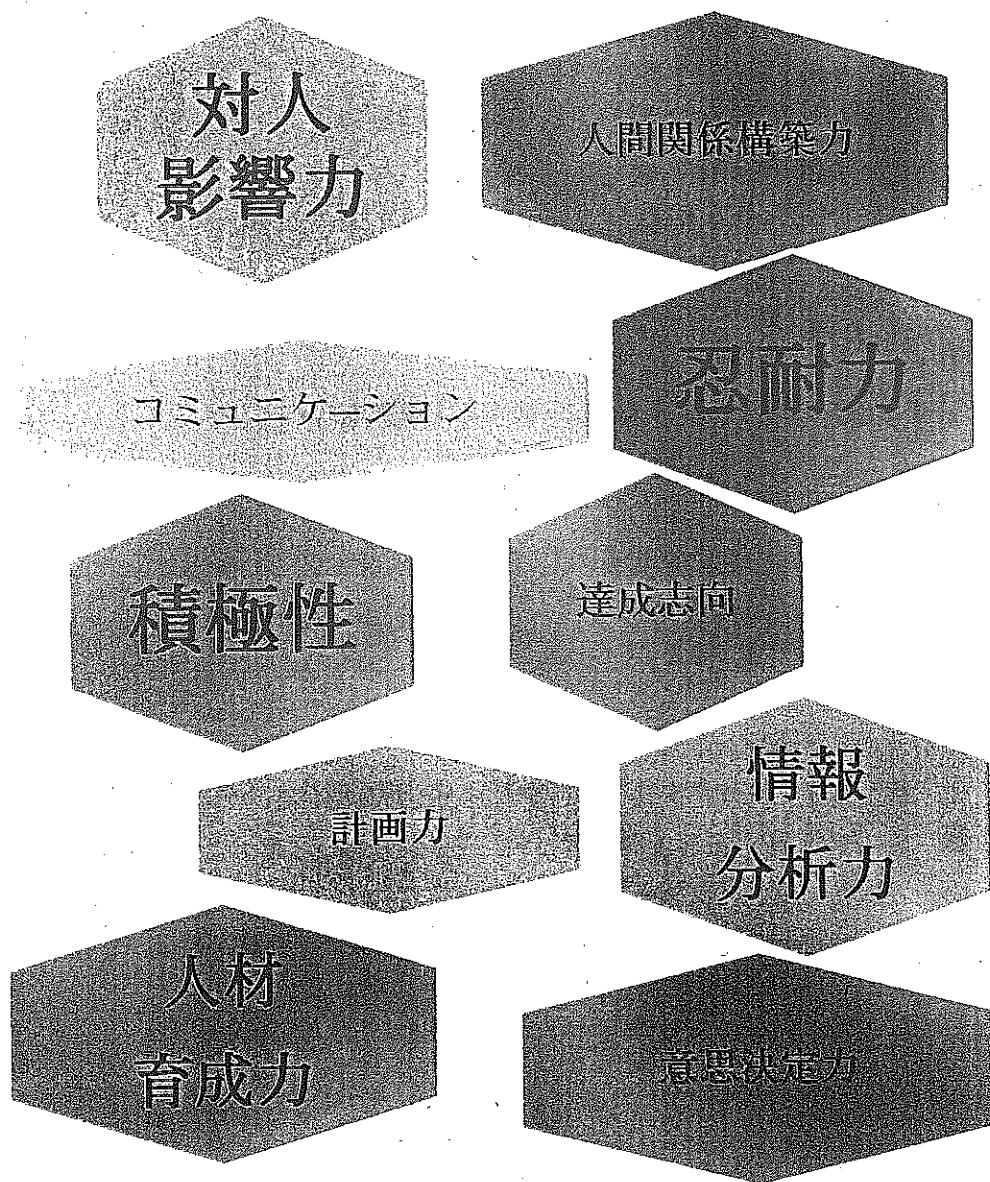
主 催 社会福祉法人全国手話研修センター

期 日 平成 25 年 11 月 30 日 (土) ~ 12 月 1 日 (日)

4. 知識・経験をふまえた職員採用

法人理念である「聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す」人間力あふれる職員を採用し、当法人の業務遂行能力の向上につなげるため、諸論文・適性試験・面接による、直感やフィーリングではなく、事実や情報に基づいた公平性・透明性ある公募を行います。

熟考された準備と論理的な面接計画をもって、ひとつの突出した特徴が他のほとんどの特徴を覆うことや直前に面接した候補者との比較等による面接の「落とし穴」を回避し、これまでの行動に基づく行動特性面接を実施します。



- 1、業務内容・能力基準を検討します。
- 2、面接の妨げがないように企画します。
- 3、面接では、仮説的質問／与えられた状況での対応をみます。
誘導的質問／知りたい事項を導き出します。
過去に関する質問／多種にわたる状況対応の経験を聞きます。
これからの就労環境等を説明します。
- 4、候補者を評価します。

採用における職員資質

一般職員の資質

専門性・知識・経験・創造力・志

- 専門性、社会経験等持ち合わせているかを分析します。
- 職務にあった行動特性。
- 聴覚障害への関心、知識。

管理職職員の資質

問題解決能力



論理的思考能力（分析、課題・対策設定）

提案、交渉能力（問題解決のための提案、交渉のための知識・行動）

- 管理職「個人」が実践することで貢献効果を職場に広げる貢献能力
- 確立された手法・ルールに基づいて設定された「あるべき姿」に
「現状を回復・修正する」行動。



- 現場の運営を認識している。
- 聴覚障害に関する知識・経験が豊富である。
- 事業内容を理解している。
- コミュニケーション能力が高い。

III 団体の業務遂行能力について

2 財政的な能力

平成27年度 法人事業計画

1 基本方針

当協会は、聴覚障害者の社会参加と福祉の向上をめざす法人理念のもと、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理事業をはじめ、神奈川県盲ろう者通訳・介助員委託事業、法人自主事業その他の社会福祉事業を実施する。

事業の実施にあたっては、社会福祉法や障害者基本法、個人情報保護法等の関連法令を遵守するとともに、障害当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

平成27年度は、神奈川県聴覚障害者福祉センターの第3期指定管理受託と、川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理応募が大きな目標である。なお、指定管理者制度の趣旨に鑑み、費用対効果の意識を持って経営に取り組んでいく。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理念

- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 一、聴覚障害（者）の問題を掘り起し、解決に向けて取り組む。
- 一、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 一、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 一、聴覚障害者が主体性を發揮して経営する。

2 事業等の実施

1 の基本方針に基づき、次のとおり事業を実施し、会議を開催する。

(1) 第二種社会福祉事業

ア 聴覚障害者情報提供施設 神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理・運営

イ 手話通訳等事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

ウ 手話指導講師等の派遣事業

高等学校・専門学校・大学・企業等への手話指導講師等の派遣

(2) 神奈川県受託事業

ア 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

聴覚と視覚の両方に障害のある方（盲ろう者）に、意思疎通の支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣する。

イ 盲ろう者通訳・介助員養成事業

盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業を行う。

（ア）回 数 10回

（イ）実 施 7月頃～9月頃

ウ 盲ろう者通訳・介助員現任研修事業

盲ろう者通訳・介助員として必要な通訳技術、介助技術及び知識を習得することにより資質の向上を図る。

（ア）回 数 未定（15時間以上）

（イ）実 施 9月頃～2月頃の間で開催

エ 盲ろう者通訳・介助員頸肩腕障害健診事業

盲ろう者通訳・介助員のうち、年60回以上の派遣業務を担っている者を対象に健診を行う。

(3) その他の事業

ア 法人主催 神奈川県手話通訳者研修会

登録手話通訳者がこの研修会を通じ必要な通訳技術及び知識を習得することにより資質の向上を図る。

（ア）回 数 2回（実技研修1回、講義研修1回）

（イ）実 施 時期は未定

イ 法人主催 神奈川県要約筆記者研修会

登録要約筆記者として、技術の研鑽及び要約筆記上必要な知識を習得することにより資質の向上を図る。

（ア）回 数 1回

（イ）実 施 12月～1月の間

ウ 第8回聴障センターまつりの開催 10月25日(日)

エ 手話通訳等の派遣事業に従事する登録者の頸肩腕検診(指定管理部門と共同)

オ 関係団体・機関との連絡調整、会議等

(ア) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業連絡会議

a 回数 6回程度

(イ) 聴障センターまつり打ち合わせ会

a 回数 8回

b 実施 4月～11月 月1回

c 団体 公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会

神奈川県中途失聴・難聴者協会

神奈川盲ろう者ゆりの会

神奈川県手話通訳者協会

神奈川県要約筆記協会

神奈川県手話サークル連絡協議会

神奈川県要約筆記サークル連絡会

入町町内会

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

カ 職員の研修

キ 川崎市聴覚障害者情報文化センターの次期指定管理者応募に関する実務

ク 諸規定の整備

ケ 市町村からの委託事業

政令指定都市及び中核市委託事業

手話通訳者養成等 相模原市、横須賀市

要約筆記者養成等 横須賀市

(4) 会議 次のとおり、会議を開催する。

ア 理事会・評議員会、苦情解決委員会【備考】理事会等、必要に応じ臨時に開く場合あり

年 月	会 議	備 考
27年4月	苦情解決委員会	
5月	理事会、評議員会	平成26年度事業報告・決算等
11月	理事会、評議員会	役員及び評議員の選任、中間事業報告等
28年1月	理事会(評議員会)	理事長の選任等
3月	理事会、評議員会	平成28年度事業計画・予算等

イ 所内会議等

原則月1回	所内会議	理事長会議、所長会議、本部事業課会議、施設事業課会議、総務課会議、全体会議
随時	所内委員会	職員による審議と行動をまとめる
隔月1回	手話通訳者・要約筆記者派遣担当者会議	手話通訳者、要約筆記者派遣等に共通する課題の検討及び研修等の事業調整、情報共有、相互支援の調整等

3 その他

(1) 監査

ア 行政監査

(ア) 法人指導監査 藤沢市

(イ) 財政支援団体等監査 神奈川県

(2) 寄付金等の受け入れ

(3) 災害対応

聴覚障害者災害救援神奈川県域本部に参加し、関係団体と連携するとともに事務局を担う。

(4) 法人事業強化・拡大に関する検討

平成 25 年度法人事業報告

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会は、平成 13 年の設立以来、聴覚障害者の福祉の向上を目指して、事業を展開してきている。

本部事業として、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業実施要綱及び社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者派遣事業実施要綱に基づく手話通訳者、要約筆記者の派遣、講演会、講習会の講師等の派遣事業等を実施するとともに、神奈川県の委託を受けて、盲ろう者通訳・介助員の養成、派遣、現任研修の事業を行った。

また、指定管理事業と共同で手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕障害健診、手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会等を実施した。

1 手話通訳者等派遣事業

(1) 手話通訳者派遣

企業や神奈川県又は公共団体等が実施する会議や大会等(神奈川県福祉部障害福祉課及び障害サービス課所管に属するものは除く)で、依頼者が派遣費用を負担する場合に手話通訳者を派遣した。派遣する手話通訳者は、原則として、神奈川県聴覚障害者福祉センターに登録された神奈川県手話通訳者である。

派遣件数は昨年度対比で 90.3%、派遣人数は昨年度対比で 88.1% であった。

ア 手話通訳者派遣件数・派遣人数実績

区分	派遣件数	派遣人数
企業等	265 件	509 人
県機関	204 件	328 人
市町村機関	245 件	293 人
教育機関	129 件	273 人
司法機関	34 件	36 人
政党関係	4 件	7 人
個人	4 件	6 人
その他	198 件	360 人
合計	1,083 件	1,812 人

イ 手話通訳者研修会

- (ア) 日 時 平成 26 年 2 月 9 日 (日) 13:30~15:30
(イ) テーマ 聴覚障害者福祉の人権について
(ウ) 講 師 近藤 幸一 氏 (一般社団法人全国手話通訳問題研究会副会長)
(エ) 参加人数 41 人

(2) 要約筆記者派遣

企業や神奈川県又は公共団体等が実施する会議や大会等(神奈川県福祉部障害福祉課及び障害サービス課所管に属するものは除く)で、依頼者が派遣費用を負担する場合に要約筆記者を派遣した。派遣の内容により、手書き又はパソコンによる情報保障を行い、派遣する要約筆記者は、原則として、神奈川県聴覚障害者福祉センターに登録された神奈川県要約筆記者である。

昨年度対比で派遣件数は 102.7%、派遣人数は 102.6% と増加した。

ア 要約筆記者派遣件数・派遣人数実績

区分	派遣件数			派遣人数		
	手書き	パソコン	計	手書き	パソコン	計
企業等	16 件	87 件	103 件	49 人	324 人	373 人
県機関	0 件	15 件	15 件	0 人	60 人	60 人
市町村機関	12 件	10 件	22 件	25 人	28 人	53 人
教育機関	1 件	25 件	26 件	2 人	58 人	60 人
司法機関	1 件	0 件	1 件	2 人	0 人	2 人
政党関係	0 件	0 件	0 件	0 人	0 人	0 人
個人	0 件	0 件	0 件	0 人	0 人	0 人
その他	11 件	50 件	61 件	19 人	181 人	200 人
合計	41 件	187 件	228 件	97 人	651 人	748 人

イ 要約筆記者研修会

- (ア) 日 時 平成 25 年 12 月 14 日 (土) 10:00~12:00
(イ) テーマ 要約筆記者の知っておきたい法律、制度
(ウ) 講 師 安田 芳正 (神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課長)
(エ) 参加人数 57 人

(3) 講師等派遣

教育機関、企業、公共団体、サークル等が実施する講演会や講習会等で、依頼者が派遣費用を負担する場合に講師等を派遣した。派遣件数は昨年度対比で 97.0%、派遣人数は昨年度対比で 95.7%とともに、昨年度を下回った。

ア 講師等派遣件数・派遣人数実績

区分	派遣件数	派遣人数
企業等	1 件	1 人
県機関	8 件	33 人
市町村機関	92 件	169 人
教育機関	78 件	157 人
サークル	10 件	10 人
社会福祉協議会	0 件	0 人
その他の	7 件	10 人
合計	196 件	380 人

イ 申請団体及び講師等との打ち合わせ

打ち合わせ (全 6 件)

平成 26 年	4月	10 日、23 日	2 件
	6月	19 日	1 件
	8月	2 日、22 日	2 件
	10 月	5 日	1 件

2 盲ろう者通訳・介助員関係事業

(1) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員養成事業

県より委託を受け、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業を行った。

ア 回 数 全 10 回

イ 開 催 日 7月 13日 (土)、20日 (土)、
8月 3日 (土)、10日 (土)、31日 (土)、
9月 7日 (土)、14日 (土)、21日 (土)、
10月 5日 (土)、12日 (土)

ウ 時 間 10:00~16:00

エ 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター、よこはま看護専門学校等

オ 対 象 者 神奈川県内に在住・在勤・在学する、20歳以上(申込時)で、基本的に講習会全回の受講が可能な方。また、修了後は、通訳・介助員として登録し派遣を担える者。

カ 受講者数 24人

キ 修了者数 21人

(2) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業

県からの委託を受け、視覚と聴覚の両方に障害のある方(盲ろう者)にコミュニケーションの支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣する事業を行った。

派遣件数は、昨年度対比で106.0%、派遣人数は昨年度対比で106.5%であった。

ア 登録者数

(ア) 登録盲ろう者通訳・介助員数 290人

(イ) 登録盲ろう児者数 53人

イ 通訳・介助員派遣件数・派遣人数実績

区 分	派 遣 件 数	派 遣 人 数
公 的 機 関	33 件	68 人
医 療 機 関	336 件	367 人
会 議 等	184 件	444 人
冠 婚 葬 祭	5 件	5 人
大 会 ・ 行 事 等	151 件	251 人
ゆりの会行事等	76 件	158 人
学 校 関 係	6 件	8 人
就 職 ・ 就 学 等	0 件	0 人
買 物	390 件	392 人
そ の 他	964 件	1,163 人
合 計	2,155 件	2,856 人

ウ 登録盲ろう者の訪問調査等

- (ア) 訪問回数 3回
(イ) 訪問日 平成25年8月8日(木)、12月26日(木)
平成26年2月27日(木)

(3) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員現任研修

県より委託を受け、盲ろう者通訳・介助員として必要な通訳技術、介助技術及び知識を習得することにより資質の向上を図る登録通訳・介助員の現任研修を2回実施した。

ア 第1回

- (ア) 日 時 平成26年2月7日(金) 18:30~20:30
(イ) 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター
(ウ) 内 容 状況説明について考える
(エ) 講 師 高柳まり子 氏(神奈川県盲ろう者通訳・介助員)
(オ) 参加人数 50人

イ 第2回

- (ア) 日 時 平成26年3月1日(土) 13:30~16:30
(イ) 会 場 神奈川県聴覚障害者福祉センター
(ウ) 内 容 先天性盲ろう児・者との関わり方
(エ) 講 師 三科聰子 氏(神奈川県盲ろう者通訳・介助員)
(オ) 参加人数 30人

(4) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員頸肩腕障害健診

神奈川県盲ろう者通訳・介助員の内、年60回以上の派遣業務を担っている者を対象に健診を行った。

健診は、手話通訳者、要約筆記者を対象として実施している芝病院健診センターの来所健診に加わった。

ア 対象者数 11人(平成25年7月1日現在)

イ 受診者数 4人

ウ 健診結果

区分	人数
差し支えなし	4人

3 その他の事業

(1) 聴障センターまつり

台風による被害の発生が予想されたため、中止とした。

(2) 高齢者施設職員研修会

神奈川県内の高齢者関係施設職員を対象に、老人性難聴、補聴器、接し方等についての理解を深め、現場での円滑なコミュニケーションに役立てることを目的に、開催した。

ア 日 時 平成 26 年 2 月 28 日 (金) 10:00~16:00

イ 内 容

(ア) 老人性難聴について

講 師 大本 純子 (神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課主事)

(イ) 老人性難聴の方との接し方

講 師 服部 安基子 氏 (介護老人保健施設清流苑言語聴覚士)

(ウ) 福祉機器展示及び協賛企業の紹介

株式会社自立コム

ウ 参加者 3 施設 6 人

エ 協 賛

(ア) 一般社団法人日本補聴器販売店協会関東支部神奈川県部会

(イ) エイド株式会社大船店

(ウ) 神奈川リオネット販売株式会社

(エ) 株式会社自立コム

(オ) リケン補聴器センター藤沢店

オ 後 援

(ア) 神奈川県

(イ) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

(ウ) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

(エ) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

(オ) 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会

(カ) 一般社団法人神奈川県老人保健施設協会

(キ) 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

(ク) 公益財団法人テクノエイド協会

(ケ) 一般社団法人日本補聴器販売店協会神奈川県部会

(3) コピー機、印刷機の貸し出し

利用者の利便を図るため、ロビーにコピー機(コイン式)、印刷機を設置した。

印刷機利用件数 107 件

4 関係団体・機関との連絡調整、会議等

(1) 盲ろう者通訳・介助員派遣連絡会

回 数 5回

構成団体 神奈川盲ろう者ゆりの会
当協会

(2) 聴障センターまつり打ち合わせ会

回 数 7回

参加団体 公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会
神奈川県中途失聴・難聴者協会
神奈川盲ろう者ゆりの会
神奈川県手話通訳者協会
神奈川県要約筆記協会
神奈川県手話サークル連絡協議会
神奈川県要約筆記サークル連絡会
入町町内会
当協会

5 職員の研修

(1) 平成25年度全国コーディネーター連絡会

主 催 社会福祉法人全国盲ろう者協会

期 日 平成25年11月3日(日)~4日(月)

III 団体の業務遂行能力について

3 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(1) コンプライアンス等

※ 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組みについて記載してください。

※ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況等について記載してください。

※ 指定管理運営業務において、環境への配慮という観点から、具体的にどのような取組を考えているか記載してください。

当法人は、コンプライアンスを指定管理業務実施の最重要課題のひとつと位置づけ、法人行動規範(別添)を基にコンプライアンス態勢の充実・強化に努め、法令に準拠した規程等(別添)を整備し、正確な業務処理につなげ、全職員、行動模範の精神を遵守し、高い倫理観をもって日々の業務活動を遂行します。また、当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力とともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令を遵守し、個人情報の保護を図ります。

指定管理業務を行う際には、地球環境に配慮した運営は、当法人の責務と考え、5Rを徹底します。加えて、法人理念の実践とも言うべき活動そのものがCSRととらえ、社会の一員として利用者や地域の方々から信頼される法人であるためにCSR活動を推進し、法人としての社会的責任を果たします。

基本方針

1. 法令遵守
規程整備

2. 事故
不祥事

3. 個人情報保護

4. 環境への配慮

5. CSR

適切な管理と社会貢献

1. 法令遵守、規程整備

信頼の確立

社会福祉法人の社会的責任と公共的使命の重要性を常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、利用者や社会からの長期にわたる搖ぎない信頼の確立を図ります。

地域社会への貢献

利用者の満足を利用者の目線で考え、利用者のニーズに適合した質の高いサービスの提供を通して、地域社会・聴覚障害福祉の発展に貢献します。

法令等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範に則り、誠実かつ公正な活動を遂行します。

情報の適切な管理

利用者に関する情報および業務上の機密情報について、適切な管理と保護を徹底します。

社会とのコミュニケーション

適時適切な情報開示を積極的かつ公正に行い、運営の信頼性・透明性の確保に努めるとともに、環境への取組をはじめ、広く社会とのコミュニケーションを行います。

人権の尊重

すべての人の基本的人権を尊重し、活動を行います。

反社会的勢力に対する対応

県民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度を貫きます。

諸規程等の整備状況

平成28年4月からの新体制に向けて、組織規程をはじめ各規程類の整備を行います。

運営管理に関するもの	有	無	会計経理に関するもの	有	無
・定款	<input type="checkbox"/>		・経理規程	<input type="checkbox"/>	
・理念	<input type="checkbox"/>		・給与規程	<input type="checkbox"/>	
・行動規範	<input type="checkbox"/>		・出張規程	<input type="checkbox"/>	
・就業規則	<input type="checkbox"/>		・退職金規程	<input type="checkbox"/>	
・組織規程、組織図	<input type="checkbox"/>		・旅費規程	<input type="checkbox"/>	
・職務権限規程	<input type="checkbox"/>				
・苦情解決に関する規則	<input type="checkbox"/>				
・情報公開、開示規程	<input type="checkbox"/>				
・個人情報保護規程	<input type="checkbox"/>				
・外部委託管理規程	<input type="checkbox"/>				
・緊急対応規程	<input type="checkbox"/>				
・事故 不祥事マニュアル	<input type="checkbox"/>				
・不祥事防止委員会設置要綱	<input type="checkbox"/>				
・職員配置計画	<input type="checkbox"/>				
・消防計画	<input type="checkbox"/>		平成27年3月19日現在		

2、事故・不祥事

重大な事故・不祥事に対する対応

過去3年間に重大な事故または不祥事はありません。不祥事等があった場合の対応や再発防止への取り組みとしては、事故・不祥事マニュアルをもとに、職員が、事故、事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応するために必要な事項を定めて、利用者、職員の生命及び健康を守ります。あわせて、職員の不祥事防止、服務規律の確保の徹底を図るため、不祥事防止委員会を設置して、下記事項を行います。

- (1)不祥事防止対策の検討及び推進。
- (2)不祥事防止に係る具体策等の推進。
- (3)不祥事防止のための研修プログラムの企画及び職場状況の把握。
- (4)不祥事発生時の解決対応へ取り組み。

3、個人情報保護

個人情報保護規程の公表・遵守

指定管理業務においての個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例の規定に従い、個人の権利、利益を侵すことのないよう最大限努めます。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏洩・滅失などの事故の防止その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程を公表し、遵守します。

個人情報の収集

利用者等の個人情報を取得する場合、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集します。

個人情報の管理・取扱について

法人は、保有する利用者等の個人情報の外部への漏洩、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、ウイルスなどの危険に対して、適切な安全対策を講じます。また、職員の教育、啓発に努め、自覺的・自發的な個人情報保護意識の高揚を図ります。

情報漏洩の大多数が内部の人間による不注意であることから、ルール事項を各職員に徹底し、不注意をできるだけ防止する仕組みを構築し、厳重な漏洩防止の対策を実施します。

- ・業務で取り扱う個人情報については、ロッカーに収納、施錠して保管します。
- ・個人情報は、誰しも許可無く外部に持出すことは厳禁とします。
- ・作成した磁気データは、パスワード等のセキュリティを施し管理します。
- ・不必要的磁気データの作成・保存は行いません。
- ・ネットワークセキュリティ導入により、管理担当者による情報システム集中監視を行い、情報漏えい等の事故防止を行います。

個人情報の第三者への提供について

保有する個人情報を本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

ただし、以下の場合は、本人の同意なく個人情報を開示・提供することができます。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

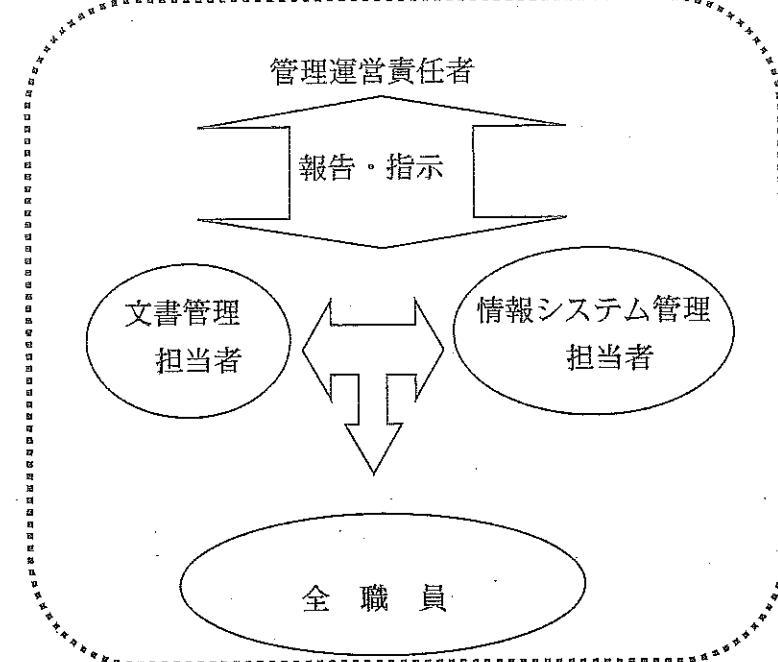
(3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

個人情報の開示・訂正・削除について

- (1)本人又は本人の認めた代理人から個人情報の開示請求があった場合は、所定の手続きに基づき速やかに開示します。
- (2)保有する個人情報が正確かつ最新の内容に維持できるように努め、変更が生じた際は、提出いただいた変更届により速やかに訂正します。
- (3)本人から、保有する個人情報の利用停止の請求があった場合は、正当な理由であること確認した上で、削除します。ただし、運営上最低必要な個人情報は削除できません。

個人情報保護体制

管理運営責任者をトップとして、個人情報保護の管理体制を確立します。また、職員研修にも個人情報保護研修を実施するなど、徹底した保護体制を構築します。



《新規》個人情報取扱事業者保険加入

2005年4月に施行された個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は、事業者にさまざまな対応を要求していますが、万が一、当法人が個人情報を漏えいしてしまった場合、被害者に対して債務不履行責任または不法行為責任による損害賠償責任を負う可能性があります。さらに、その対応を誤ると、イメージの低下等につながるおそれがあります。

- ・法令を遵守した個人情報の取扱い
- ・適切なリスクコントロール
- ・適切なリスクファイナンス

万が一、漏えい事故が発生した場合に可及的すみやかに対応を行うための保険加入と考えます。

4. 環境への配慮

5Rでごみの減量化

「5R」とは、ごみを減らすための、Rではじまる5つの行動。5Rを実践してごみを減らし資源を有効に利用することは、環境への負荷が少ない「循環型社会」の実現につながります。職員及び利用者ひとりひとりの意識と行動が、社会を変える原動力となります。

R e f u s e (リフューズ)・・・ごみになるものを買わない。

購入データの活用、在庫管理の徹底により、必要なものを必要なときだけに購入します。

R e d u c e (リデュース)・・・ごみをつくらない。

詰め替え製品を活用します。

R e u s e (リユース)・・・繰り返し使います。

裏紙利用等「繰り返し、大切に使う」工夫を考えます。

R e p a i r (リペア)・・・修理して長く使います。

R e c y c l e (リサイクル)・・・資源として再生利用します。

4つのRを行っても出てしまう不用物も、分別してリサイクルすることで有効利用します。

グリーン購入推進

グリーン購入 基本原則

環境汚染物質等の削減
環境や健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること

省資源・省エネルギー
資源やエネルギーの消費が少ないとこと

天然資源の持続可能な利用
再生可能な天然資源を持続可能に利用していること

長期使用性
長期間の使用が可能であること

リサイクル可能性
リサイクル、再利用が可能であること

再生材料等の利用
再生材料や再使用部品を用いていること

処理・処分の容易性
廃棄されるときに、適正な処理・処分が容易なこと

ソーラーシステム

日常の点検、小破修繕等により、ソーラーシステムの長寿命化を図り、エネルギー使用量の削減を目指します。

当センター設立の昭和55年以来設置されているソーラーシステムと同型のものは、首都圏でもすでに僅かしか残っておらず、部品交換等できないのが現状を踏まえ、徹底した管理により良好な状態を保持しています。他には類を見ることがない、これまでに培われた当法人の管理手法、経験をもって、引き続きソーラーシステムを最大限に活用していきます。

P C B 保管

感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止します。

受変電設備更新工事におけるP C B (ポリ塩化ビフェニル) 含有電気工作物の保管については、特別管理産業廃棄物管理責任者を職員におき、管理します。

5. C S R(法人の社会的責任)

法人が社会に対して果たさなければならない社会的責務は「基本的CSR」(法人倫理、法令遵守、雇用、情報開示など)と、事業を通じて、その特徴・強み・知恵などオンリーワンの部分を活かして社会に貢献していく「運営的CSR」があると考えます。

当法人は、各関係者(聴覚障害児者、地域社会、利用者、取引先、職員、家族等)と共に発展するために、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを通じて、社会に貢献するという理念のもとで、法的・経済的責任を確実に果たし、倫理的・社会貢献的責任を積極的に果たしていくことを目指しています。



使用済切手収集活動

たった1枚の切手からはじまる国際貢献。集まった使用済み切手は、収集家や切手商の協力により換金され、海外医療活動の資金として活用されます。累計3,000枚以上になりました。

環境共生活動

地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」、新たに生まれ変わった「チャレンジ25キャンペーン」等に賛同し、CO₂削減に向けた取組みを行います。夏期にはクールビズを、冬期にはウォームビズを実施し、職員一人ひとりの環境への意識を高めることで、環境負荷への低減を目指します。

ユニバーサルサポート

施設のバリアフリー化と共に、「車椅子」「AED設置」「老眼鏡」など各種ユニバーサルツールを配置しています。

実習生の受け入れ

当法人では、毎年、福祉専門学校の学生等を対象に、実習を受け入れています。専門教育に関する実践を通して高い職業意識を育成し、主体的な職業選択の支援につながるよう全職員、積極的に取り組んでいます。

III 団体の業務遂行能力について

3 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(2) 障害者雇用の促進

※ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績について記載してください。

近年、障害者雇用を取り巻く情勢をみると、障害者の「働きたい」という意欲がこれまで以上に高まりをみせています。また、改正障害者雇用促進法等の施行により、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、そのニーズと適性に応じて、地域生活における自立が図られており、今後、福祉的就労から一般雇用への移行も進むものと考えられます。

CSRからの観点、障害者を特別視するのではなく一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり共に生きる社会こそノーマルな社会であると考えるノーマライゼーション、さらには、多様な人材を活かす事業運営、ダイバーシティーといった考えをふまえて、法定雇用率を達成している当法人としては、引き続き積極的に障害者雇用を進めます。

障害者雇用数：全職員 27 名中 5 名（内聴覚障害者 3 名）

平成 27 年 1 月 1 日時点

	24 年度	25 年度	26 年度
障害者雇用数	5 人	6 人	5 人
(内聴覚障害者数)	3 人	4 人	3 人

様々な事業を聴覚障害者と協同で実施しています。

手話通訳者養成

要約筆記者養成

講師派遣

養成コース講師

要約筆記者講師

手話教室講師

研修会講師

養成講習会アシスタント

講演

III 団体の業務遂行能力について

4 これまでの実績

※ 指定管理業務と類似の業務を行う施設等での管理実績について、記載してください。

当法人は平成14年4月に神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理運営を県から委託を受け、平成18年4月からは指定管理者として運営を行うなど13年間にわたりて、聴覚障害者の福祉を専門とする法人として、指定管理業務についての知識・経験を有する各種有資格者や公共施設の総合的管理を担う職員により、安全で快適な県有施設の管理運営を行っています。これまで、順調に管理運営を行うとともに、県との協定に基づき、乳幼児、学齢児、成人ろうあ者、中途失聴者、難聴者等聴覚障害児者を対象として、各種相談、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障害児の早期訓練、手話通訳者及び要約筆記者の養成・認定・派遣等を行ってきました。

また、施設の設置目的である、「聴覚に障害がある者に対して、その社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、身体障害者福祉法第34条の規定により日常生活に必要な情報を提供し、及び聴覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図るための施設」であることをふまえ、施設の効用を最大限に發揮できるよう、当事者運営を基軸に、利用者ニーズを敏感に捉え業務を遂行してきました。

平成14年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター受託運営

平成17年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理者

平成23年4月 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理者(2期目)

1. 事業の推移

聴覚障害者福祉センター事業の推移

(人)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
相談	2,311	2,514	3,103	2,976	2,939
各種検査	799	955	1,371	1,482	1,297
聴覚障害乳幼児	337	530	383	633	667
ビデオライブラリー	2,155	3,766	6,788	7,305	7,008
各種講座・講習等	3,317	3,358	4,275	5,699	5,178
見学者	354	359	242	501	369
部屋利用者	10,415	10,524	10,592	9,978	11,932
聴覚障害を知る講座	29	35	50	46	41

これからも、県民、地域住民、更には関係諸団体との協働により、高品質な業務を遂行し、更なる利用者サービスの向上、管理経費の節減に努めます。

2、財政的援助団体等の監査について

監査の結果は以下のとおりです。

平成18年度対象(平成19年11月12日実施) 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、指導事項及び要望事項は認められなかった。

平成20年度対象(平成21年11月19日実施) 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、指導事項及び要望事項は認められなかった。

平成22年度対象(平成23年12月28日実施) 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、指導事項、要望事項及び留意事項は認められなかった。

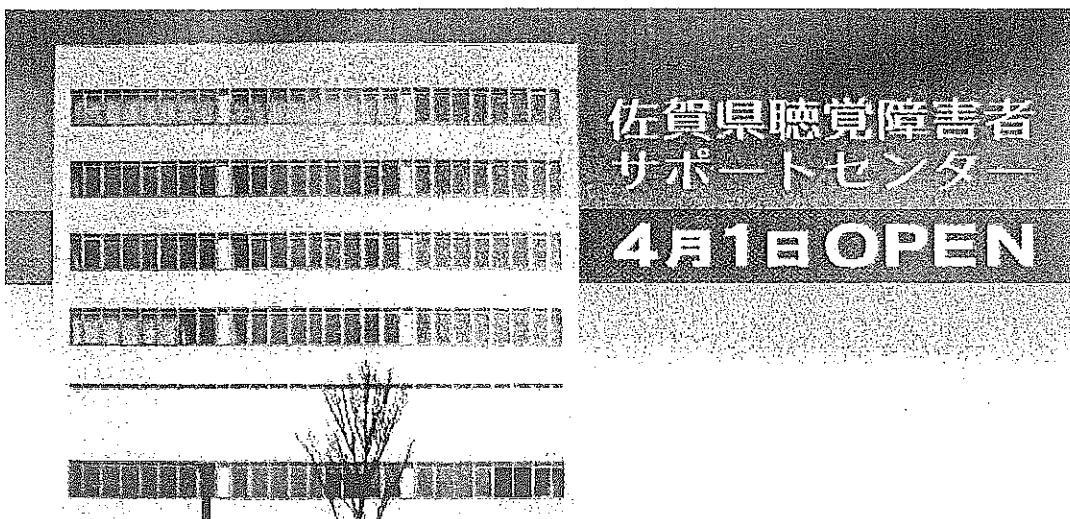
平成24年度対象(平成25年12月17日実施) 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び注意事項は認められなかった。

3、聴覚障害者情報提供施設新設への支援

(1) 佐賀県聴覚障害者サポートセンター

これまでの実績が認められ、身体障害者福祉法に基づく「聴覚障害者情報提供施設」で、日常生活でのコミュニケーションにハンディキャップを抱えている聴覚に障害のある方に、社会参加を支援するため、手話通訳等の養成・派遣や相談支援等を行う、全国で47番目（政令都市含む）となる佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置への協力依頼がありました。

佐賀県が求める管理運営は、ろう者、難聴者の双方に配慮すること。運営委員会を設置し、ここでの意見を運営に反映していく上で、当法人の長年の経験から、ろう者の為には、どういう職員が必要か、難聴者の為には、どういう職員が必要か、常勤か非常勤か等スタッフ配置についてなどの様々な点について、ろう者、難聴者双方にかたよらないように、双方に配慮し、見極めることへの意見交換を1年間以上にわたって行いました。



平成26年4月1日OPEN

(2) 宮城県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者情報提供施設運営における事業内容について、当法人の運営ノウハウや様々な経験を学びたいと開所にむけての協力依頼があり、意見交換を行い、1週間、研修生も受け入れました。

- 1、聴覚障害に関するさまざまな情報提供
- 2、啓発や交流・社会参加の中核的拠点として、聴覚障害者と地域とのつながりづくり
- 3、聴覚障害に関する総合的・専門的な相談事業
- 4、手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣
- 5、災害時における支援活動の拠点としての機能

宮城県に、全国49番目の 聴覚障害者情報提供施設が誕生しました。

<みみサポート事業の4つの柱>

啓発・交流・社会参加の中核的拠点

意思疎通支援者の養成・派遣・研修の一元化

総合的・専門的な相談・情報提供の窓口

災害時の支援活動拠点の形成

平成27年1月30日、宮城県聴覚障害者情報センターが開所しました。



みみサポート
みやぎ